

## 1 2月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 12 月 3 日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 神奈川県保育会理事会の概要について
  - (2) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
  - (3) 保育園利用者相談室について
  - (4) 「保育の日前夜祭」の開催について
  - (5) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-20、10-21
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他
    - ・ 第 37 回全国保育士研修会開催要綱
    - ・ 全保協からの事務連絡(アルコール消毒薬について)

※次回企画運営委員会開催予定

平成 23 年 1 月 12 日(水)15:00～ 県社会福祉会館 会議室  
(企画運営委員会終了後、17:00 から「新年懇親会」を予定  
しています。)

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成22年12月3日(金) 13時 ～

場 所 県社会福祉会館 1階 ミーティングルーム

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
  - (1) 平成22年度定時総会の質問等に対する対応について
  - (2) 神奈川県保育会創立50周年記念大会の取組み状況について
  - (3) 保育園利用者相談室について
  - (4) 保育の日前夜祭について
  - (5) その他
    - ・ 保育専門講座Ⅲの開催について
    - ・ 研修会のオープン化について

### ※ 理事会終了後のスケジュール

15:00～ 企画運営委員会

16:00～ 専門部会議又は50周年記念大会委員会

17:00～ 保育の日前夜祭・受付

17:30～ 保育の日前夜祭・開会

20:00 保育の日前夜祭・閉会

## 理 事 会 名 簿

職 名	氏 名	備 考
理事長	都 築 融 光	
副理事長	宮 田 丈 乃	
副理事長	相 馬 宣 正	
副理事長	榊 居 祐 三	
副理事長	萩 原 敬 三	
理 事	真 壁 洋 道	
理 事	高 木 睦 子	
理 事	三 崎 たづゑ	
理 事	大 塚 哲 朗	
理 事	岩 澤 貞 之	
理 事	山 本 昇	
監 事	小 川 晃	
監 事	石 野 美保子	

## 平成 22 年度定時総会の質問等に対する対応(案)

### <事業報告・決算関係>

○ 定款では、監事は、事業監査と財務監査を実施することになっているが、監査意見書では収支決算書のみ表現になっている。事業監査は実施していないのか。又は意見書の表現が不適切なのか。

○ 監事監査では、両方の監査を実施している。従来からの監査意見書の様式をそのまま使用したが、より適切な表現に、次年度監査から改める。

(現行) 平成〇〇年度一般社団法人神奈川県保育会収支決算書については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

↓

### (改善案)

平成〇〇年度一般社団法人神奈川県保育会の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

### <事業計画・予算案関係等>

○ 事業開始年度は4月からであり、事業計画、予算は総会承認事項となっている。3月までに総会を開く必要があるのではないか。これまでは、任意団体だったので、4月でも良しとしてきたが、法人になって法令順守が必要ではないか。

○ 次回の定時総会までに、時間があるので、年度内に承認を得る機会を設けるかどうか考えたい。どういう形にするかは任せてほしい。(理事長)

### (改善案)

定時総会を2回に分けて開催する。(詳細は別紙)

- ① 事業計画案・予算案総会
- ② 事業報告・決算総会

○ 決算書は円単位、予算書は千円単位となっている。整合性がとれていない。修正すべきではないか。

### (改善案)

予算は、千円単位で積算することになっているが、決算書、予算書とも円単位に合わせて表記する。

## 一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

### 1 事業計画案・予算案総会

① 日 時 平成23年3月9日(水)15時～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○議 案

- ・ 平成23年度神奈川県保育会事業計画及び予算案について
- ・ 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任について

○報告事項

- ・ 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果(中間報告)について
- ・ その他

④ 当日のスケジュール

- ・ 10:30～ 理事会
- ・ 13:00～ 企画運営委員会
- ・ 15:00～ 総会

### 2 事業報告・決算総会

① 日 時 平成23年4月23日(土)11時10分～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○報告事項

- ・ 平成22年度神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ・ 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果について
- ・ その他

④ 当日のスケジュール

- ・ 10:00～ 保育事業大会式典
- ・ 11:10～ 総会
- ・ 13:30～ 研究発表会

## 総務式典委員会の取組み状況

( \_\_\_\_\_ は前月からの追加分)

- 1 大会当日の内容等の確認・出演者との交渉
  - ・式典・記念講演会・祝賀会の進行の確認
  - ・出演者との交渉(出演料・内容の確認・準備するもの)
    - <記念講演>「子ども達と食育について」  
講師 トウランドット総料理長 脇屋友詞 氏
    - <祝賀コンサート>  
出演者 ヴォクスレイ(ヴォーカルグループ)
  - ・担当者の配置 … 担当責任者の決定
  - ・大会配布資料の作成
  - ・会場レイアウト・座席表の検討・作成
- 2 来賓への招待状の作成・送付、出欠の確認
  - ・来賓リストの最終確認 … 来賓リスト(別紙)
  - ・招待状の送付・出欠の確認 … 招待状発送済み(別紙・回答期限 12.24)
- 3 参加者のとりまとめ・参加者名簿の作成
  - ・会員への案内状の送付・出欠の確認 … 案内状発送済み(別紙・回答期限 12.24)
- 4 被表彰者の推薦とりまとめ・選考の実施・決定
  - ・推薦締め切り 12月1日(水) 被推薦者 61名  
(民間 15名、公立 46名)
  - ・特別表彰候補者リストの作成
  - ・表彰委員会の設置・開催 … 12.10開催  
表彰委員会委員…保育会表彰委員3名+会長、委員長、総務委3名
  - ・被表彰者の決定・通知、招待状の送付
- 5 記念品の検討・決定
  - ・被表彰者への記念品の検討・決定
  - ・参加者への記念品の検討・決定
- 6 その他
  - ・広報委員会・財務委員会に属しない事項の検討・決定
- 7 今後の課題等

## 来賓招待者リスト

- 30・神奈川県知事、各市長、町長
  - 3・神奈川県議会議長、神奈川県議会厚生常任委員会委員長・副委員長
  - 1・神奈川県児童福祉審議会委員長
  - 2・神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部長、次世代育成課長
  
- 1・神奈川県社会福祉協議会会長
- 2・神奈川県社会福祉婦人懇話会会長、前会長
  
- 1・神奈川県民間保育園協会会長
- 1・日本保育協会神奈川県支部長
  
- 1・全国保育協議会会長
- 14・関東ブロック保育協議会会長、構成都県市長
  - 1・横須賀市社会福祉協議会保育会会長
  
- 2・神奈川県ゆりの会会長、神奈川県保育士会会長
  
- 16・神奈川県保育士養成施設協会会長・構成施設長
  
- 11・保育会歴代会長・副会長等(記念誌執筆者)

合計 86名

平成 22 年 11 月 吉日

一般社団法人神奈川県保育会  
会員保育園 園長 様

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会

会 長 富田 英雄

運営実行委員会委員長 都築 融光

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会へのご出席について  
(依頼)

木々の紅葉も日ごとに鮮やかさを増し、秋も深まってまいりましたが、あなた様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、このたび、標記大会を別紙「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会開催要綱」のとおり開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、お手数をお掛けいたしますが、同封の F A X 用紙にて 12 月 24 日 (金) までにご出欠のご回答をいただきたく、重ねてよろしくお願い申し上げます。

- 1 日 時 平成 23 年 2 月 26 日 (土) 11:00~
- 2 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 「日輪」  
横浜市西区北幸 1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約 3 分)  
TEL 045-411-1111 (代)

(事務担当は、一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754



(FAX 045-311-1837)

神奈川県保育会事務局 行き

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会

ご出席

ご欠席

(該当する箇所を○で囲んでください。)

<ご出席の場合>

	氏 名	職 名
1		
2		
3		

保育園名

申込み者の職名

申込み者の氏名

※ 出欠については、12月24日(金)までに、このFAX用紙にてご回答ください。

※ ご出席の場合は、参加費として、1名につき10,000円を23年1月31日(月)までに、次の口座に振り込んでください。恐縮ですが振込手数料もご負担願います。

横浜銀行 横浜駅前支店 普通 0215851

神奈川県保育会 会長 都築 融光(つづき ゆうこう)

# 神奈川県保育会創立50周年記念大会開催要綱

## 1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

## 2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00~14:30

## 3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪  
横浜市西区北幸1-3-23

## 4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会

後援

神奈川県、各市町、神奈川県社会福祉協議会、  
横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、  
横須賀市社会福祉協議会、相模原市保育連絡協議会、  
神奈川県保育士会、神奈川県ゆりの会、  
神奈川県社会福祉婦人懇話会、  
神奈川県民間保育園協会、神奈川県保育士養成施設協会

## 5 参加人員

300名~400名

## 6 参加費

1名につき10,000円

参加費は、23年1月31日(月)までに次の口座に振り込むこと。

(振込手数料は参加者負担)

横浜銀行 横浜駅前支店 普通 0215851

神奈川県保育会 会長 都築 融光(つづき ゆうこう)

## 7 実施内容及び進行

10:30～ 受付

11:00～12:00 第1部 式典

- ・開会のことば
- ・主催者あいさつ
- ・表彰式
- ・来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露
- ・閉会のことば

12:00～12:45 第2部 記念講演会

「子どもたちの食育について」

トゥーランドット総料理長 脇屋 友詞 氏

12:45～14:30 第3部 祝賀会

- ・開会のことば
- ・来賓祝辞
- ・乾杯
- ・祝賀コンサート(出演者 ヴォクスレイ)
- ・閉会のことば

平成 22 年 11 月 吉日

来 賓 様

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会

会 長 富田 英雄

運営実行委員会委員長 都築 融光

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会へのご臨席について  
(依頼)

木々の紅葉も日ごとに鮮やかさを増し、秋も深まってまいりましたが、あなた様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、標記大会を別紙「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会開催要綱」のとおり開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、ご臨席の栄を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、お手数をお掛けいたしますが、同封の F A X 用紙にて 12 月 24 日 (金) までにご出欠のご回答をいただきたく、重ねてよろしくお願い申し上げます。

- 1 日 時 平成 23 年 2 月 26 日 (土) 11:00~
- 2 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 「日輪」  
横浜市西区北幸 1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約 3 分)  
TEL 045-411-1111 (代)

(事務担当は、一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

## 広報委員会の取組み状況

( \_\_\_\_\_ は現在作業中の部分)

### 1 記念誌の発行

- ① 印刷部数                      1,000 部
  
- ② 印刷費用の見積り
  - ・ 記念誌本体
  - ・ 協賛広告集
  - ・ 大会配布資料
  
- ③ 印刷会社                      (株)大成企画(茅ヶ崎市)
  
- ④ 記念誌発行の流れ
  - ・ 祝辞等寄稿文の内容確認、原稿データの作成
  - ・ 「保育会のあゆみ」、「広報誌に見る 50 年」等の原稿データの作成
  - ・ 掲載写真の収集・調整
  - ・ レイアウトの作成・調整
  - ・ 入稿・校正
  - ・ 納品・配布準備
  - ・ 寄稿文執筆者への礼状準備・写真の返却

### 2 大会資料の作成・配布

- ・ 大会の概要
- ・ 参加者名簿

### 3 大会当日の記録・写真撮影

- ・ 「保育かながわ」特集号の発行

### 4 今後の課題等

## 財務委員会の取組み状況

( \_\_\_\_ は前月からの追加・変更部分)

### 1 補正予算の編成

当初予算	補正予算	比較増減
6,555,329 円	10,085,329 円	3,530,000 円

・ 各委員会毎の支出予算を作成

### 2 料理・会場使用料等見積りの状況

項 目	金 額	備 考
料理代	2,400,000 円	6,000 円×400 名
飲み物代	800,000 円	2,000 円×400 名
宴会・控室料	395,000 円	宴会室、控室、来賓控室
音響照明料	87,000 円	音響証明、マイク
花代・看板代等	224,000 円	壺花、スタンド花、看板
小 計	3,906,000 円	
税・サービス料	572,775 円	
合 計	4,478,775 円	

・ 記念講演会時のプロジェクター借用を追加予定

### 3 協賛広告の状況

(12.1 現在)

種 別	協賛数	金 額	1	2	3	備 考
			1 万円	2 万円	3 万円	
法人	9 2	1,160,000 円	7 0	2 0	2	
企業	1 1 6	2,050,000 円	5 6	3 4	2 7	30×2・1社
養成校	1 4	220,000 円	6	8		
合計	2 2 2	3,430,000 円	1 3 2	6 2	2 9	

・ 広告集の編集・発注

### 4 キャラクター・デザインの募集結果・審査

- ・ 募集結果      1 6 1 点
- ・ 審査            審査終了 (入賞 海老名市・柏ヶ谷保育園)  
記念着ぐるみ作成準備

### 5 今後の取組み等

# 創立50周年記念式典予算書

平成22年12月1日現在

財務委員会

(単位：円)

## 【 収入の部 】

項 目	当初予算	補正予算	比較増減	備考
会 費	2,500,000	3,500,000	1,000,000	
参加費会費	2,500,000	3,500,000	1,000,000	
補助金	0	100,000	100,000	
社協補助金	0	100,000	100,000	
雑収入	2,500,000	4,930,000	2,430,000	
雑収入	1,500,000	3,430,000	1,930,000	
祝 儀	1,000,000	1,500,000	500,000	
基金繰入	1,555,329	1,555,329	0	
保育事業推進基金	1,225,884	1,225,884	0	
特別事業積立金	329,445	329,445	0	
合 計	6,555,329	10,085,329	3,530,000	

## 【 支出の部 】

項 目	当初予算	補正予算	比較増減	備考
事業費	2,700,000	5,650,000	2,950,000	
総務委員会	700,000	1,250,000	550,000	
広報委員会	1,000,000	650,000	△350,000	
財務委員会	1,000,000	3,750,000	2,750,000	
祝賀会費	3,500,000	3,200,000	△300,000	
祝賀会費	3,500,000	3,200,000	△300,000	
予備費	355,329	1,235,329	880,000	
予備費	355,329	1,235,329	880,000	
合 計	6,555,329	10,085,329	3,530,000	

注1) 参加人数は、会員及び来賓を入れて総勢400名での積算です。

・2) 祝儀は、来賓者及び役員の方を概算で計上しております。

## 創立50周年記念式典各委員会予算内容

平成22年12月1日現在

財務委員会 作成

1. 総務委員会	1,250,000円
① 講演講師料	500,000円
② アトラクション謝金	100,000円
③ 感謝状および記念品代	400,000円
④ 名簿作製費	250,000円
2. 広報委員会	650,000円
① 記念誌作製費	650,000円
3. 財務委員会	8,185,329円
① 会場使用料等	1,500,000円
② 懇親会費用	3,200,000円
③ 協賛広告作製費	450,000円
④ 記念品代	1,200,000円
⑤ 記念着ぐるみ作製費	500,000円
⑥ 事務雑費	100,000円
⑦ 予備費	1,235,329円
4. 予算総額 (1+2+3)	10,085,329円

- 注 1) 会場使用料は、ベイ・シエラトンの請求通りで、講演時のプロジェクター使用料が入っております。
- 2) 各科目の支出増減につきましては、予備費での調整にて会計処理をさせていただきます。
- 3) すべての見積所等が出そろっておりませんので、概算額の計上となっております。



## 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室

### <第三者委員会委員>

氏名	職名
小林育子	元田園調布学園大学副学長
宮田丈乃	一般社団法人神奈川県保育会副理事長 長井婦人会保育園長
小川晃	社会福祉法人松林保育園理事長

(任期は、平成22年4月1日～平成24年3月31日までの2年間)

### <運営委員会委員>

氏名	保育園名
伊澤昭治	五反田保育園長
近藤正浩	久野保育園長
鈴木弘子	浜須賀保育園長
藤田理恵	岡田保育園長

(任期は、平成22年4月1日～平成24年3月31日までの2年間)

(運営委員会委員は、今後増える場合があります。)

## 平成 22 年度保育園利用者相談室事業計画及び実績

<平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画(22.4.24 総会資料抜粋)>

### I 事業計画

#### (3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

また、法人化を契機として、今後の「保育園利用者相談室」のあり方を検討していく。

具体的な事業内容は次のとおり。

### I 会議の開催

#### 1 運営委員会の開催

##### ① 平成 22 年 7 月 20 日

- ・ 今年度の事業計画について
- ・ 第三者委員、運営委員の役割分担について
- ・ 具体的な相談対応例について

##### ② 平成 22 年 8 月 23 日

- ・ 相談室の相談内容と対応状況について
- ・ 相談室ポスターデザインと県への事前相談について
- ・ 相談室研修会の企画について
- ・ 相談室規約の整備について

##### ③ 平成 22 年 9 月 22 日

- ・ 相談室の取組み状況について
- ・ 第三者委員会・運営委員会合同会議の開催について
- ・ 第 1 回相談室研修会について
- ・ 相談室規約案について

##### ④ 平成 22 年 11 月 15 日

- ・ 理事会への協議・報告事項について
- ・ 第 1 回相談室研修会について
- ・ 相談室規約案について

##### ⑤ 平成 22 年 12 月 9 日

- ・ 第 2 回相談室研修会について
- ・ 相談室規約案について

必要に応じて随時開催

## 2 第三者委員・運営委員合同定例会議

- ① 平成 22 年 10 月 25 日
  - ・ 運営委員会での取組み状況について
  - ・ 相談室規約の整備について
- ② 平成 23 年 1 月又は 2 月頃
  - ・ 平成 23 年度事業計画案について
  - ・ 第 2 回相談室研修会の開催について
  - ・ 相談室の課題と今後の対応方向について

## II 保育園利用者からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等

### III 研修会の開催

- ① 平成 22 年 11 月 15 日
  - ・ 「対応困難な保護者心理と心構え  
～クレームを生む土壌と解決のポイント～」  
臨床心理士・聖マリアンナ医科大学講師  
岩倉 拓 氏  
参加申込み 123 名 (11 園) 内会員外 22 名 (17 名)
- ② 平成 23 年 1 月又は 2 月頃
  - ・ 保育園における最近の苦情事例から一第三者委員等を交えての  
事例研究・グループ討議 (横浜駅周辺のホテル)

## IV 会員保育園・園内掲示用ポスター、リーフレットの作成・配布

- ① ポスター 1 園あたり 3 部 約 500 部
- ② リーフレット 1 園あたり 10 部 約 2000 部

## V 会員の新規募集、会員証の発行

## VI 会員等への情報提供

- ・ 「保育かながわ」の誌面を活用した研修会情報等の提供

## VII 参考図書の配布

- ・ 保育園の苦情解決等に参考となる図書の購入・配布

# ご意見・ご要望の解決のための 仕組みについて



※相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望等は、神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

## 今年度の相談事例について

### <事例1>

- 朝泣く子どもが泣かなかつたので、理由を聞いたら、「先生に、泣いたらママが迎えに来ないよと言われた。」園長先生に話をしたら、「そんなことを言う保育士はいない。子どももウソをつくことがある。」と言われた。ウソつき呼ばわりされた。保育士は信用できないし、園からは避けられているような気がする。

### <事例2>

- 今日は休みなので、しっかり掃除をやりたくて、子どもを預けに行ったら、「休みなら子どもと一緒にいてあげて」ととりあってもらえなかった。ようやく仕事を見つけたが、試用期間中なので休めないことを理解してほしい。

### <事例3>

- 5歳児クラスの女兒同士で、過去何回か局部を触られた。お風呂で痛み、園や市役所に申し出たが、対応が不満である。

### <事例4>

- 母子家庭。7月に入園したが2カ月以内に仕事が決まらなると退園することになっている。馴らし保育中に、水ぼうそうになり求職活動ができなかった。

### <事例5>

- 担任の保育士は普通に子どもに接してくれるが、主任保育士は態度が横柄だ。今日、園長先生に話をしたら「注意します」と言ってくれた。

## 相談室規約整備に向けた今後のスケジュール(案)

<H22. 7. 20 運営委員会>

- 相談室の第三者委員、運営委員等の役割分担の整理

<H22. 8. 23 運営委員会>

- 相談室規約(案)の提案、検討  
(仮称)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程

<H22. 9. 22 運営委員会>

- 相談室規程(案)の検討、運営委員会(案)としてとりまとめ

<H22. 10. 25 第三者委員会・運営委員会合同会議>

- 相談室規程・運営委員会(案)の提案、協議
- 相談室規程・合同会議(案)として決定

<H22. 11. 15 運営委員会>

- 12月保育会理事会提出資料の協議・決定



<H22. 12. 3 保育会理事会 >

- 相談室規程(案)を協議・決定



<H22. 12~H23. 1 相談室会員に規程(案)を送付・意見聴取>



<H23. 2 相談室会員の意見を踏まえ、保育会理事会で協議・決定>



<H23. 2 相談室会員に規程を送付(保育会予算総会開催通知に同封)>

保育園利用者相談室規程（案）新旧対照表

<p>(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程（案）</p>	<p>(現)第三者委員設置要領</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)に所属する会員のうち、入会を希望する会員に対し、会員施設の利用者からの意見・要望等解決システムの一環として、保育園利用者相談室（以下「相談室」という。）を共同で設置することにより、中立、公平性や効果、効率的な機能を発揮することを目的とする。</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第2条 相談室は、本会に設置する。</p> <p>2 相談室は、第三者委員会委員及び運営委員会委員（以下「相談室委員」という。）により構成するものとし、本会事務局が補佐する。</p> <p>(相談室の事業)</p> <p>第3条 相談室は、次の事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者等からの意見・要望等の受付、解決案の調整・助言、調停・斡旋</li> <li>2 意見・要望等に関する研修会、事例研究会等の開催</li> <li>3 相談室に関する広報・啓発活動の実施</li> <li>4 その他相談室運営に必要と思われる事業</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第1条 神奈川県保育会(以下「県保育会」という。)における第三者委員会(以下「保育園利用者相談室」という。)は、県保育会に所属する施設に対し、苦情解決システムの一環として第三者委員(以下「相談室委員」という。)を共同で設けることにより中立、公平性や効果、効率的な機能を発揮することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 保育園利用者相談室は、県保育会に設置する。</p> <p>2 保育園利用者相談室に関わる事務は、県保育会事務局が行う。</p> <p>(相談室の業務)</p> <p>第3条 保育園利用者相談室は、次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者からの意見・要望等の直接受付             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 保育園の利用者からの意見・要望等を、直接受付るとともにそれに対する助言を行う。</li> <li>イ 利用者から直接受けた意見・要望について、その保育園に通知をする。</li> </ol> </li> <li>2 保育園からの意見・要望等の受付             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 保育園における意見・要望等受付担当者から、報告を受けた場合、内容を確認するとともに、意見・要望等の申し出人に対して、報告を受けた旨を通知する。</li> </ol> </li> </ol>

(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程 (案)

(現)第三者委員設置要領

(相談室会員の責務)

第4条 相談室会員は、自己の園内で発生した意見・要望等については、利用者の意向を正確に把握し、誠意を持って解決に向けた対応を行わなければならない。

2 相談室会員は、相談室に寄せられた意見・要望等に対し、相談室委員が行う状況等の聴取や解決案の調整等に協力しなければならない。

3 相談室会員は、相談室が実施する研修会等に積極的に参加するほか、相談室の実施事業に協力しなければならない。

(会費)

第5条 相談室運営経費は、相談室会員の会費等によって賄われる。

2 会費は、1園年額10,000円とし、年度当初に支払うものとし、年度途中の入会及び退会の場合も同額とする。

(入会及び退会)

第6条 相談室会員として、新たに入会又は退会を希望する場合は、本会宛てに、入会申込書又は退会届を提出しなければならない。

イ 意見・要望等の話し合いの立ち会いにおいては、内容の確認、決案の調整、助言を行う。

ウ 意見・要望等の解決結果及び改善を約束した事項について、一定期間毎に解決責任者から報告を受け、必要な助言を行う。

エ 相談室委員は、必要がある場合は施設長または県保育会会長に対して、意見・提言できる。

3 その他  
保育園における投書等匿名の意見・要望については、受付担当者から報告を受け必要な対策を助言する。

< 第10条に同様の規定あり >

< 第10条の2に脱会の規定あり >



(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程 (案)

(現)第三者委員設置要領

- 2 入会は、本会から送付する会員証を受理した時点で成立し、退会は、本会が退会届を受理した時点で成立する。但し、相談室会員が、正当な理由なく会費を2年以上納入しなかった場合には、退会したもののみならず。
- 3 入会申込書及び退会届の様式は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(第三者委員会委員の要件及び第三者委員会の業務)

第7条 第三者委員会委員は、利用者等からの意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。

弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、本会委員、その他社会福祉に関し高度の職見を有する者。

- 2 中立、公平性の確保のため2名以上4名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。

- 3 第三者委員会は、運営委員会が行う業務や研修会等における指導・助言、利用者等が希望する場合の相談対応、相談室全般にわたる意見・提言等の業務を行う。

(運営委員会委員の要件及び運営委員会の業務)

第8条 運営委員会委員は、保育に関する高度な知識・技能等を有し、中立、公平性を確保できる相談室会員の中から、地域性等を考慮して選任する。また、運営委員会委員の中から、運営委員長を互選する。

- 2 運営委員会委員は、5名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。

- 3 運営委員会は、第三者委員会の指導のもとに、利用者等からの意見・要望等に対する解決案の調整・助言、相談室の取組み状況の第三者委員会への報告、研修会の企画・運営、相談室の広報等の業務を行う。

(相談室委員の要件及び人数)

第4条 相談室委員は、意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。

弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、県保育会委員、その他社会福祉に関し高度の職見を有する者。  
(保育会委員は1名以内とする)

- 2 中立、公平性の確保のため2名以上4名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。

(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程(案)

(相談室委員の任期)

第9条 相談室委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、新たに委員を補充するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。また、臨時委員については、2年の範囲内でその都度任期を定める。

(相談室委員の選任手続き)

第10条 第三者委員会委員は、運営委員会が選考した候補者の中から、本会理事長が、理事会の決議を経て決定し委嘱する。  
2 運営委員会委員は、本会理事長が選考した候補者の中から、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

(相談室委員の報酬)

第11条 相談室委員の報酬は、県社協「各種委員会委員等の報酬等に関する規定」による。但し、本会委員には報酬は支給しない。また、交通費、通信費等については実費弁償とする。  
2 特別な事由があるときは、別途定める。  
3 第5条第1項の規定にかかわらず、意見・要望等の処理にあたり、通例の額を超えた報酬、交通費、通信費等の経費が生じ、相談室委員間の公平を著しく欠くと認められるときは、当該園に対して負担を求めることができる。

(現)第三者委員設置要領

(相談室委員の任期)

第5条 相談室委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた時は、新たに委員を補充するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。また、臨時委員については、2年の範囲内でその都度任期を定める。

(相談室委員の選任と委嘱)

第6条 相談室委員は、県保育会会長が保育会委員会の意見を徴して選任し、その委嘱は同会長が行う。  
2 県保育会会長は、相談室委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。  
ア 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。  
イ 職務上の義務違反、その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

<第9条に同様の規定あり>

<p>(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程 (案)</p> <p>(守秘義務)</p>	<p>(現)第三者委員設置要領</p> <p>(守秘義務)</p>
<p>第12条 相談室委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。</p> <p>(事業計画案等の審議)</p> <p>第13条 相談室の事業計画案・予算案については、本会総会審議の中で承認を求め、事業報告・決算については報告を行う。</p> <p>(相談室会員の報告義務)</p> <p>第14条 相談室委員は、園内で発生し、処理・解決した意見・要望等について、毎事業年度終了後1カ月以内に、その概要を相談室に報告しなければならぬ。</p>	<p>第7条 相談室委員は、意見・相談等解決にあたって職務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。</p> <p>&lt; 第11条に会計報告の規定あり &gt;</p> <p>(相談室委員定例会)</p> <p>第8条 相談室委員の職務の円滑な実施を図るため、概ね年間2回定例会を行う。また、必要があれば随時開催することができる。</p> <p>2 定例会の議事内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付担当者からの意見・要望等の内容の報告聴取に関すること。ただし、申し出人が相談室委員への報告を明確に拒否する意思表示をしたものは除く。</p> <p>イ 意見・要望等解決にあたり委員相互の情報交換等連携に関すること。</p> <p>ウ 保育園において改善を約束した事項の報告に関すること。</p> <p>エ その他</p>

(相談室委員の報酬)

第9条 相談室委員の報酬は、県社協「各種委員会委員等の報酬等に関する規定」による。ただし、保育会委員には報酬は支給しない。また、交通費、通信費等については実費弁償とする。

2 特別な事由があるときは別途定める。

3 報酬の負担は、保育園利用者相談室を利用する会員の年会費から支出する。(事例によっては、園負担も考慮する)

(会費)

第10条 保育園利用者相談室の運営に関わる経費は、利用会員の年会費によって支払われる。

2 年会費は、年度当初において一括して1園年額10,000円を支払い、年度途中の入会及び脱会においても同額とする。

(脱会)

第10条の2 会員は、次に掲げる場合には脱会したものとす。

(1) 脱会届の提出をしたとき

(2) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき

(会計報告)

第11条 保育園利用者相談室の事業結果及び会計については毎年度県保育会に報告する。

(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程(案)

(相談室の業務手順)

第15条 利用者等からの意見・要望等を、円滑に処理・解決するために、次のとおり手順を定める。

- 1 意見・要望等の受付窓口は、本会事務局とし、受付は、様式1「保育園利用者相談室意見・要望等の受付書」により行う。
- 2 本会事務局は、受付書を運営委員長へ送付し、運営委員長は、運営委員の中から、速やかにその案件を担当する委員を決定する。また、合議が必要と判断されるときは、複数の担当委員を指名して決定することができる。
- 3 担当委員は、意見・要望等の申し出人に対して、様式2「意見・要望等の受付報告書」を通知するとともに、必要がある場合には、当該施設に対して、その状況等を聴取することができる。
- 4 担当委員は、当該施設の解決責任者と申し出人との話し合いによる解決を促し、助言・指導を行う。
- 5 担当委員は、4による解決が不可能と判断した場合は、運営委員長と協議の上、運営委員会又は第三者委員会の指導・助言を仰ぎ、調停・斡旋を依頼することができる。
- 6 担当委員は、当該案件が解決した場合は、解決責任者より、様式3「意見・要望等の解決結果報告書」を受けて確認した後、様式4「意見・要望等の相談解決記録」を作成し、本会理事長に報告するものとする。
- 7 担当委員は、申し出人から、第三者委員に対し、直接意見・要望等の解決を依頼したい旨の申し出があった場合は、運営委員長と協議の上、その対応を決定するものとする。

(現)第三者委員設置要領

(相談室の業務手順)

第12条 円滑に意見・要望等解決を図るために次のとおり手順を定める。

- 1 意見・要望等の受付は県保育会事務局が行う。
- 2 受付にあたっては、様式1「保育園利用者相談室の意見・要望等の受付書」により行う。
- 3 県保育会会長は、受け付けた意見・要望等について受付書を参考にし、速やかにその案件を担当する相談室委員を決定する。また、合議が必要と判断されるときは複数の委員を決定できる。
- 4 担当相談室委員は、申し出人に対して意見・要望等の概要を様式2「意見・要望等受付報告書」により通知するとともに、必要がある場合には当該施設に対して、施設の実状等を聴取することができる。
- 5 担当相談室委員は、責任者と意見・要望等申し出人との話し合いによる解決を促し、助言する。
- 6 解決責任者より、様式3「意見・要望等の解決結果報告書」を受け確認した後様式4「相談解決記録」を作成し、県保育会会長に報告するものとする。

<p>(新)一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程 (案)</p>	<p>(現)第三者委員設置要領</p>
<p>(規程に定めのない事項)</p> <p>第16条 この規程に定めのない事項については、運営委員会で協議し、第三者委員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により理事長が決する。但し、軽微な内容については、第三者委員会の意見聴取及び理事会の決議を省略することができる。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>(旧要領の廃止)</p> <p>第2条 第三者委員会設置要領は、本規程の施行と同時に廃止する。</p>	<p>(広報)</p> <p>第13条 県保育会は、保育園を通じて利用者に保育園利用者相談室の広報を行うものとする。</p> <p>(要領に定めのない事項)</p> <p>第14条 この要領に定めのない事項については、相談室委員定例会で協議する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成17年2月15日一部改正する。</p>

## 平成 22 年度「保育の日前夜祭」進行総括表

22.12.3(金)午後 5:30~8:00

横浜ベイシェラトンホテル 5 階「日輪」

時刻	内 容	備 考
4:30	準備・会場点検	係員は会場前に集合
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	○来賓=赤胸花、受賞者=ピンク胸花をつけプログラムを渡す。案内係が座席に案内。 ○一般=会費徴収と領収書、プログラムを渡す。
5:30 (5分)	開 会 開会のことば 主催者挨拶	(司会 飯野委員) 宮田副理事長 都築理事長
5:35 (10分)	花束贈呈 県保育賞	介添 瀬川委員、山下委員、中島委員 都築理事長
5:45 (15分)	来賓祝辞 (1)神奈川県次世代育成課 (2)神奈川県厚生常任委員会 (3)神奈川県児童福祉審議会 (4)神奈川県社会福祉協議会 (5)神奈川県ゆりの会会長	船本課長 敷田委員長 松田委員長 鈴木事務局長 富米野会長
	来賓紹介(あれば祝電披露)	飯野委員
6:00 (35分)	アトラクション出演者紹介 アトラクション 花束贈呈—出演者退場	飯野委員 相馬副理事長
6:35 (85分)	乾杯  会食・懇談	富田顧問  介添 吉田委員、渡辺委員
8:00	閉会のことば 閉会	梶居副理事長

### 「保育の日前夜祭」役割分担(案) (22/12/3)

・会場 横浜ベイシェラトンホテル& Towers 5階「日輪」

・受付 17:00      ・開会 17:30      ・閉会 20:00

役割分担	担当委員
司会進行	(総務部) 飯野委員
開会のことば	宮田副理事長
主催者あいさつ	都築理事長
受付(受賞者・来賓)	(研修部) 飯島委員、小林委員、野中委員
案内(受賞者・来賓)	(保育士会) 諸星委員、炭委員、富田委員、矢田委員
受付・案内(一般)	(研修部) 露木委員、土屋委員、 <u>中島委員</u>
出演者対応	萩原副理事長 事務局三瓶
花束贈呈(各賞受賞者)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>県保育賞</span> <span>都築理事長</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>厚生労働大臣表彰</span> <span>宮田副理事長(該当者欠席)</span> </div>
花束贈呈の介添	(広報部) 瀬川委員、山下委員、中島委員
花束贈呈(出演者)	相馬副理事長
花束贈呈の介添	(広報部) 吉田委員、(調査研究部) <u>渡辺委員</u>
記録(カメラ担当)	(広報部) 川名委員
乾杯の音頭	富田顧問
閉会のことば	榊居副理事長
会場確認	事務局三瓶 黒澤

( \_\_\_\_\_ は前月資料と変更点)

29



平成22年度各種受賞者名簿

2010.12.3 (敬称略)

区分	所 属	お名前	出欠	備 考	ピンク バラ
1	花水台保育園	さとう ともこ 佐藤 智子	出	平塚市	A
2	みちる愛児園	とま あきお 戸濶 明男	出	二宮町	A
3	華綾保育園	なかむら れいこ 中村 麗子	出	南足柄市	A
4	上宮田小羊保育園	ひろせ まきみ 廣瀬 牧実	出	三浦市	B
5	長井婦人会保育園	まちだ れいこ 町田 礼子	出	横須賀市	B
大臣表彰	相川保育所 園長	いわさき きょうこ 岩崎 京子	欠	厚木市	

No.	所 属	職 名	氏 名	赤 バラ
1	神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部	次世代育成課長	ふなもと かずのり 船本 和則	A
2	神奈川県議会厚生常任委員会	委員長	しきだ ひろあき 敷田 博昭	A
3	神奈川県児童福祉審議会	委員長	まつだ よしあき 松田 良昭	A
4	神奈川県社会福祉婦人懇話会	会長	あべ あやこ 阿部 絢子	B
5	神奈川県社会福祉協議会	事務局長	すずき かずお 鈴木 和夫	B
6	神奈川県ゆりの会	会長	ふめの とみこ 富米野 知子	B
7	神奈川県ゆりの会	副会長	すずき むつみ 鈴木 睦美	B
8	神奈川県ゆりの会	副会長	さとう さとこ 佐藤 里子	B
9	神奈川県保育士会	会長	もろほし ようこ 諸星 暢子	B
10	神奈川県保育士会全国保育士会	常任委員	すみ みちこ 炭 美智子	B
11	神奈川県保育士会	副会長	とみた ひろみ 富田 弘美	D
12	神奈川県保育士会	副会長	やだ まさこ 矢田 雅子	D
13	和泉短期大学	教務部長	たけいし のぶこ 武石 宣子	C
14	鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科長	さとう やすとみ 佐藤 康富	C
15	関東学院大学	人間環境学部人間発達学科学科長	ほがり たけし 帆莉 猛	C
16	湘北短期大学	保育学科・教授	すずき ひろみつ 鈴木 弘充	C
17	鶴見大学短期大学部	短期大学部長・保育科教授	うえだ まもる 上田 衛	C
18	田園調布学園大学	子ども未来学部・学部長	やすむら きよみ 安村 清美	C
19	聖ヶ丘教育福祉専門学校	事務局長	えんどう まさお 遠藤 政男	C
20	横浜こども専門学校	副校長	すぎやま まこと 杉山 誠	C
21	横浜女子短期大学	教授	かめや みよこ 亀谷 美代子	C

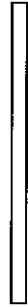
# 「保育の日前夜祭」のA・B・C・D(指定席)配置図

日時 ・平成22年12月3日(金)  
 場所 ・横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ  
 5階 日輪

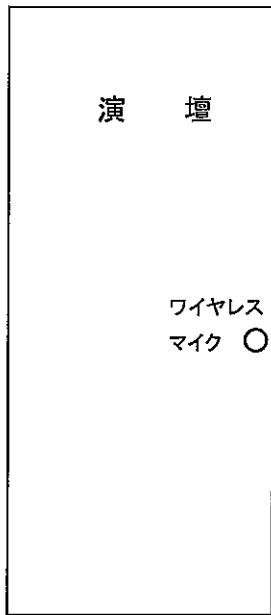
司会者席  
飯野



花束置き台

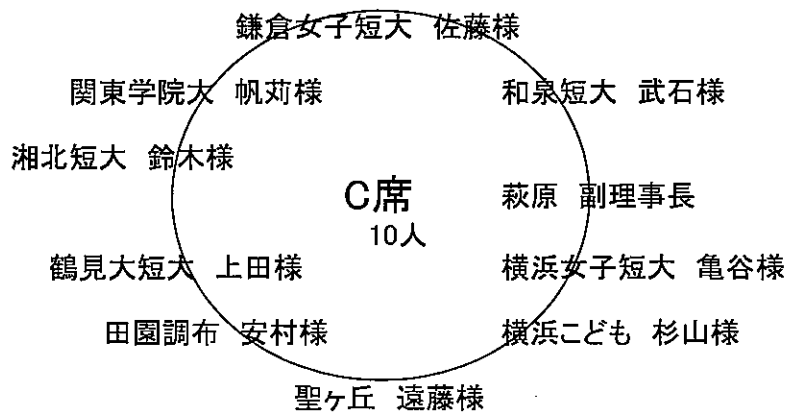
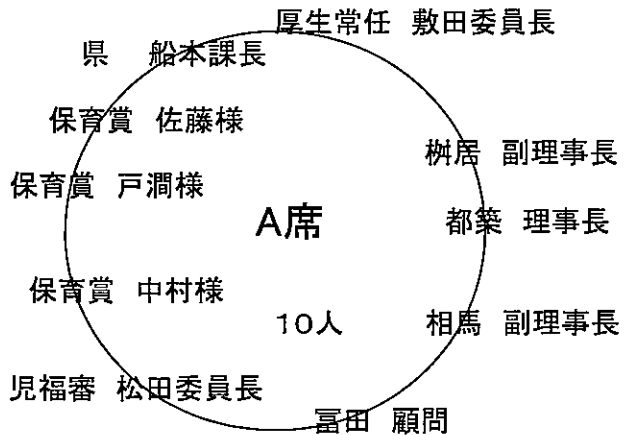
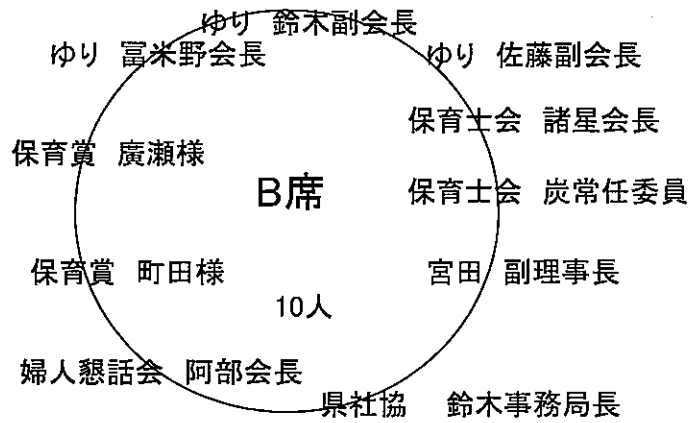
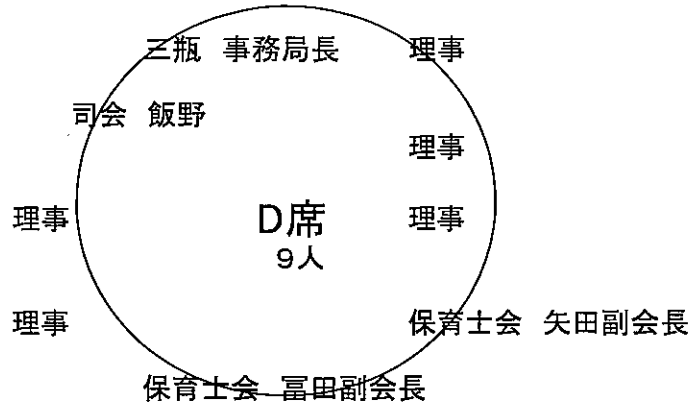


看板



演 壇

ワイヤレス  
マイク ○



<その他の内容>

① 保育専門講座Ⅲの開催について

・平成 22 年度事業計画の中で定められている、「保育専門講座Ⅲ」(23 年 2 月開催予定)については、「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会」と開催時期が重複するため、今年度は単独では開催しないこととしたい。

但し、50 周年記念大会の記念講演会を実施するので、これを保育専門講座Ⅲに振り替えることとしたい。

※50 周年記念大会記念講演会

「子どもたちの食育について」

トゥーランドット総料理長 脇屋 友詞 氏

② 研修会のオープン化について

・神奈川県保育会が主催する研修会(相談室研修会を除く)については、法人化により、より公益性や透明性が求められていることから、来年の研修会から、政令指定都市の保育協議会にも、有料で参加を呼び掛ける広報を実施したい。

また、政令指定都市の保育協議会から、同趣旨の要望があった場合には、相互交流を実施していきたい。

・神奈川県保育士会が主催する研修会について、来年度から、県保育士会会員以外の県保育会会員へ、有料で参加を呼び掛ける広報を実施したい。

③ その他

平成22年度研修会実施実績・予定表

<一般社団法人神奈川県保育会>

(22.11.15現在)

名称	日時	会場	研修テーマ	講師	参加者	備考
新任保育士研修会	22.6.23 (水) 10:00～15:15	県社会福祉会館 第3、4研修室	・新任職員に求められるもの、保護者支援って何？ ・グループ討議	横浜女子短大教授 亀谷 美代子	69名	
保育専門講座Ⅰ	22.9.7 (火) 13:30～16:00	県社会福祉会館 第3、4研修室	・保育はあせらなくて、ゆっくりに受け止めることから はじまる対話で紡ぐ	山梨大学教授 加藤 繁美	89名	
保育専門講座Ⅱ	22.11.11 (木) 10:00～15:00	県社会福祉会館 講堂	・保育内容と自己評価 ～指導計画・日誌の点検～	立教女学院短大非常 勤講師 今井 和子	160名	
保育専門講座Ⅲ	23.2					50周年記念大会講演 演会に振替
保育所食育研修会	23.1.25 (火)	県社会福祉会館 講堂	・子どもの発達と食育について	白陽大学女子短期大学 部教授 高橋 美穂		
相談室研修会①	22.11.15 (月) 13:30～16:45	県社会福祉会館 講堂	・対応困難な保護者心理と 心構え～クレームを生む土 壌と解決のポイント～	臨床心理士 岩倉 拓	120名	
相談室研修会②	23.1又は2					

# 第37回 全国保育士研修会 開催要綱

## 趣 旨

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムを構築するために、内閣府の「子ども・子育て新システム検討会議」およびこの検討会議のもとに設置された基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針（仮称）ワーキングチームでは、平成23年通常国会への法案提出に向けた検討が進められています。

また、地域主権の動きでは、児童福祉施設最低基準の都道府県への条例移譲や保育所給食外部搬入方式の容認など、保育の質の低下が懸念される状況が進んでいます。

一方、保育現場においては、子どもの最善の利益の追求のため、一人ひとりの子どもの生活や発達過程を見通した保育と保護者支援、きめ細やかな配慮を要する子どもや保護者への個別的な支援・専門機関との連携、保育の質を高めるための自己評価・人材養成等の取り組みが進められています。

本会では、こうした現場での取り組みの充実のため、「保育の個別計画」の開発、保育士の人材確保・キャリアパス・職員配置など保育士がやりがいをもって働き続けられる職場づくりの研究、保育の実践研究支援等による専門性向上の取り組み等をすすめてきました。

本研修会は、こうした全国保育士会の取り組みを現場につなげ、子どもが豊かに育つ保育を実現することを目的として、主任保育士・リーダー的職員の専門性・指導性の向上により、保育所における保育実践・保護者支援の組織的な向上をはかるために実施するものです。

**期 日** 平成23年2月21日(月)～22日(火)

**会 場** パシフィコ横浜 アネックスホール  
神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1 TEL045-221-2155

**対 象** (1)主任保育士および保育所のリーダー的職員  
(2)保育所の食事担当者

**定 員** 500名（定員になり次第締め切らせていただきます。先着順）

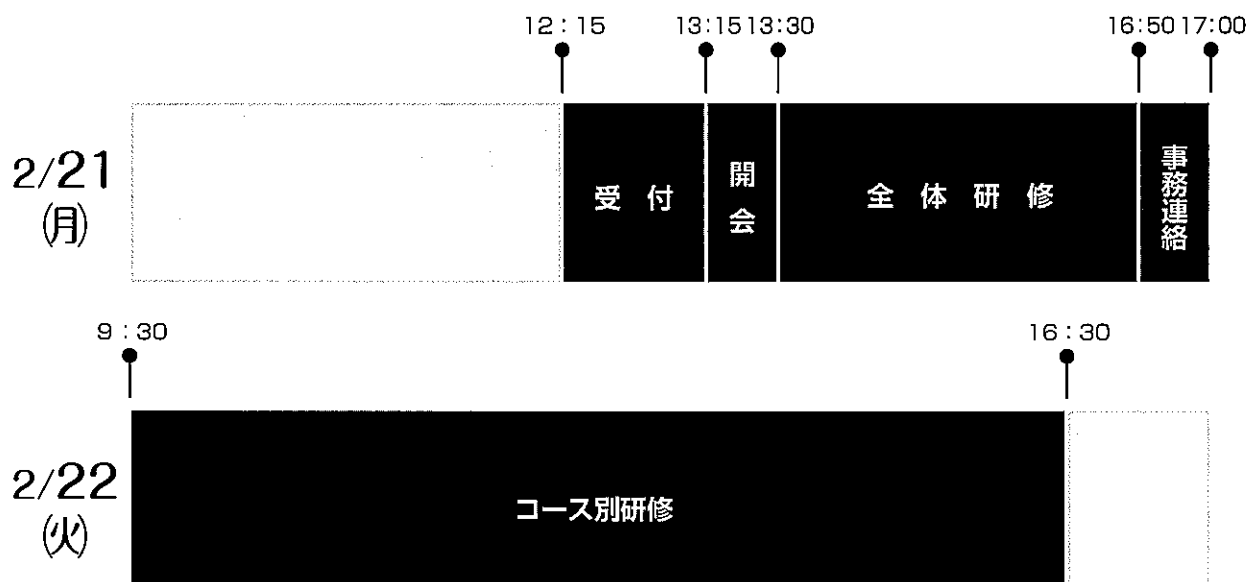
**参加費** 12,000円（全国保育士会および全国保育協議会会員、「保育の友」読者）  
13,000円（その他の一般参加者）  
8,400円（食事担当で第2日目Dコースのみ参加の方）

**主 催** 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 全国保育士会「保育の友」

**実施主体** 全国保育士会

**後 援** 厚生労働省（予定）

## 日 程



## プログラム

### 第1日目

#### 2月21日(月) 全体研修

12:15～13:15 — 受付

13:15～ — 開会

13:30～15:30 — 【行政説明】

#### 保育をめぐる国の動向と課題

講師：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（予定）

15:30～15:50 — 休憩

15:50～16:50 — 【基調報告】

#### 子ども・子育て新システムと保育

講師：御園 愛子（全国保育士会会長）

子ども・子育て新システムの検討状況を含まえ、保育士としてどのように子どもの育ちと保護者の子育てを支えていくか。全国保育士会としての考え方と取り組み等について考える。

16:50～17:00 — 事務連絡

## 第2日目

2月22日(火) 9:30～16:30 コース別研修会

コース	<テーマ>・ねらい	講師
Aコース	<p>【講義と演習】</p> <p><b>一人ひとりの子どもの発達に応じた保育の展開</b></p> <p>子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、一人ひとりの子どもの発達を見通し、健やかな育ちを保障する保育の実践により、さらに保育の質を高めていかなければならない。一人ひとりの子ども理解を深めるとともに、職員間、保護者との共通理解による保育・支援のあり方を学ぶ。</p>	<p>福島大学教授 大宮 勇雄 氏</p>
Bコース	<p>【講義と演習】</p> <p><b>保護者の状況を踏まえた保護者支援の展開</b></p> <p>一人ひとりの子ども・保護者の状況を踏まえた保護者支援と保護者の養育力向上のための取り組みが求められている。地域社会との関係をつなぎ、生活を豊かにするための保護者支援のあり方、保育所全体としての取り組みなどについて学ぶ。</p>	<p>子ども総合研究所所長 花さき保育園理事長 新保 庄三 氏</p>
Cコース	<p>【講義と演習】</p> <p><b>保育所における職員養成体制の構築</b></p> <p>子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化し、より高度な保育実践と保護者への支援が求められている。保育士を支援する主任保育士の役割において重要となっている保育所におけるスーパービジョンの理論と実践を学ぶ。</p>	<p>明治学院大学教授 杉山 佳子 氏</p>
Dコース	<p>【講義と演習】</p> <p><b>健やかな心とからだを育む ～家庭との連携による食育の推進～</b></p> <p>食は、子どもの健やかな心身の発達に大きく関与している。保育所において食育を進めるときに家庭との連携は不可欠である。子どもや保護者の食生活の乱れが指摘されているなか、食育への家庭の理解を深め、協働した実践のための取り組み・方法等について学ぶ。</p>	<p>早稲田大学教授 前橋 明 氏</p>

### ■事前課題について

演習等に使用する事前課題は、参加券送付の際にお知らせいたしますので、研修会当日にご持参ください。指定の記入用紙がある場合には、参加券送付の際に同封いたします。

【事前課題の例：平成21年度】

- (1) あなたの園で行っている研修の実施状況と、研修事例について「事例記入シート」に記入し、コピーしたものを8部お持ちください。
- (2) あなたの園の「食育の計画」をコピーして8部お持ちください。また、食育に取り組むなかで、問題点があれば箇条書きにしたものを8部お持ちください。

### ■必携図書および参考図書について

講義・演習の必携図書および参考図書は、参加券送付の際にお知らせいたします。



## 参加・昼食・宿泊のご案内

### ■ 申込方法

『第37回全国保育士研修会 参加・昼食・宿泊申込書』に必要事項をご記入の上、(株)JTB法人東京第三事業部まで、FAXまたは郵送でお申込みください。電話でのお申込みはお受けできませんのでご了承ください。

**申込締切日：平成23年1月14日(金)**

※締切前でも定員に達した時点で受付を終了させていただきます。(先着順)。

### ■ 2日目の昼食について

会場周辺にはレストラン等の施設が少ないため、研修会2日目のご昼食(お弁当)を会場内でお召し上がりいただけるようご用意いたしました。ご希望の方は、申込書にてお申込みください。なお、当日お申込みされても手配ができかねますので、ご希望の方は必ず事前にお申込みください。

昼食(お弁当) お一人様 1,200円(お茶付・税込)

### ■ 宿泊について

①宿泊をご希望の方は申込書にてお申込みください。

②ツインタイプ(A-2)のお申込みは、お申込み時に同室の方が決定されている場合に限らせていただきます。申込書の「同室者氏名」欄に同室の方のお名前をご記入ください。(当方にて相部屋の組み合わせはいたしません。)

③部屋数に限りがございますので、先着順に受付をさせていただきます。ご希望のホテルが満室となりました場合は、他ホテルへの変更をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

④お部屋タイプ 禁煙・喫煙のご要望は、申込書備考欄にて伺いますが、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

⑤宿泊料金(1泊朝食付・税金、サービス料込のお一人様あたりの料金です。下記料金には研修会参加費は含まれておりません。)

ホテル名	申込記号	部屋タイプ	宿泊料金	最寄駅
ヨコハマグランド インターコンチネンタル ホテル	A-1	ツイン 1名様利用	19,000円	会場より徒歩約5分 みなとみらい線「みなとみらい」駅 徒歩約1分
	A-2	ツイン	11,800円	
横浜桜木町 ワシントンホテル	B-1	シングル	11,550円	会場より徒歩約13分 JR・横浜市営地下鉄「桜木町」駅 徒歩約2分
横浜伊勢佐木町 ワシントンホテル	C-1	シングル	9,800円	会場より徒歩約25分(桜木町より地下鉄利用) 市営地下鉄「伊勢佐木長者町」駅 徒歩約1分
ホテルルートイン 横浜馬車道	D-1	シングル	7,450円	会場より約20分(みなとみらい線利用) みなとみらい線「馬車道」駅 徒歩約4分

### ■ お申込み後の変更、取消について

○変更、取消が生じた場合は、お申込みの際の申込書を訂正の上、書面にて(株)JTB法人東京第三事業部宛にご連絡ください。お取消しの場合は下記の料率にて取消料が発生します。予め承知おきください。

取消日	8日前まで	7~3日前	2日前	前日	当日	無連絡
参加費	参加費送金後の返金は致しかねますが、研修会終了後参加券を事務局にお送りいただければ、研修会資料をご送付いたします。					
宿泊	無料	10%	30%	50%	100%	100%
昼食	無料	50%	100%			

### ■ 参加券の送付および送金手続き

○申込締切日以降、開催の2週間前を目処に、参加券、宿泊確認書、お弁当引換券を送付いたします。お手元に届き次第、確認書に記載された指定口座にお振込みください。

○参加費の領収証を希望される方は、研修会当日、受付までお申し出ください。入金を確認の上、領収証をお渡しいたします。

## 第37回 全国保育士研修会 参加・昼食・宿泊申込書

FAXまたは郵送にてJTB法人東京第三事業部宛に **1月14日(金)** までにお申込みください。

○2名様以上でお申込みされる場合は本申込書をコピーしてお申込みください。

○「2日目希望コース」は、第3希望までご記入ください。

申込日： 月 日

都道府県 指定都市名			所属施設名称	
フリガナ 参加者氏名			職名	
	男 女		経験年数	年
2日目 希望コース	第1希望	第2希望	第3希望	
	コース	コース	コース	
参加費区分	該当に○をつけてください。 1・2・3		1-全国保育士会および全国保育協議会会員、「保育の友」読者(12,000円) 2-その他の一般参加者(13,000円) 3-食事担当で第2日目のDコースのみ参加の方(8,400円)	
参加券送付先 (施設所在地)	郵便番号： -		連絡担当者： 様	
	住所：		※郵便番号・住所は正確にご記入ください。	
	TEL：	FAX：		
備考欄	※参加券等送付先が所属施設以外の場合は、送付先の郵便番号・住所・送付先名称をご記入ください。			

### 昼食申込

※お弁当は研修会会場内でお召し上がりいただけます。

2日目(2月22日) 昼食	○をつけてください。
1,200円(税込) <お弁当 バックお茶付>	申込み ・ 申込みない

### 宿泊申込

宿泊申し込み希望欄		宿泊日(泊数)	ツインご希望の場合 同室者施設名・氏名	宿泊備考欄 ※禁煙・喫煙のご希望等
第1希望	第2希望	2月< >日より 泊	施設名： _____ 氏名： _____	

### 代金計算欄

参加費	宿泊代(第1希望の場合)	昼食代	費用合計
円	1泊 円 × 泊	円	円

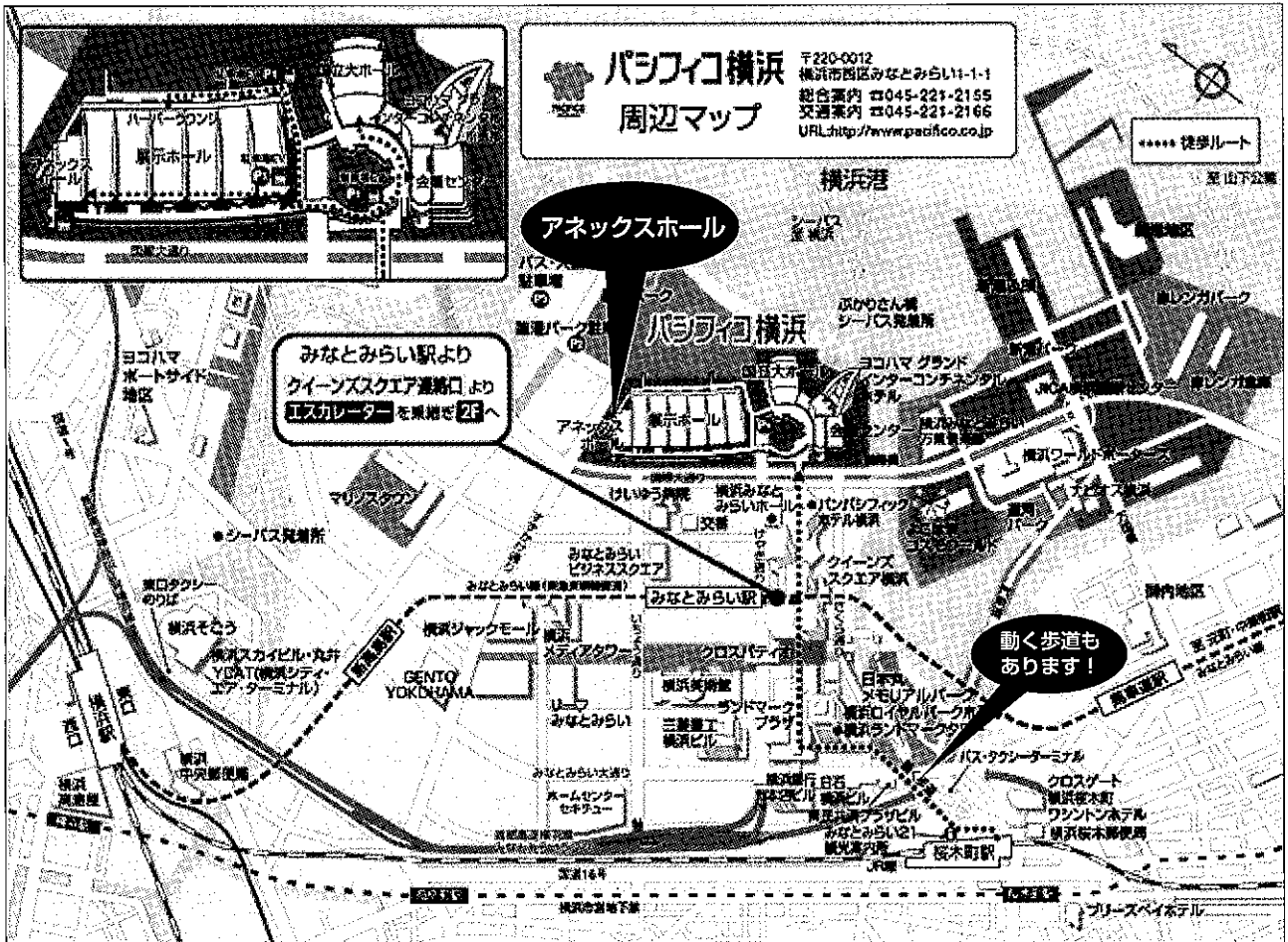
<申込先> 株式会社JTB法人東京 第三事業部 担当：倉林・岩田

TEL：03-5909-8088

(受付時間：平日9：30～17：30 土日祝日は休業とさせていただきます)

**FAX送信先：03-5909-8098 <添書は不要です>**

## 研修会場のご案内



**パシフィック横浜 周辺マップ**  
 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1  
 総合案内 ☎045-221-2155  
 交通案内 ☎045-221-2166  
 URL: <http://www.pacifico.co.jp>

- みなとみらい線（東急東横線直通）「みなとみらい駅」より徒歩3分。
- JR京浜東北線、市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩12分、バス7分、タクシー5分。
- 「東京駅」より「横浜駅」までJR東海道線25分。「羽田空港」より京浜急行24分、リムジンバス30分。
- 「横浜駅」より「桜木町駅」までJR京浜東北線3分。「新横浜駅」よりJR横浜線又は市営地下鉄15分。
- 「横浜駅」より「みなとみらい駅」までみなとみらい線3分。

### ■ 申込書の送付先・宿泊・昼食等に関するお問い合わせ

**株式会社 JTB法人東京**  
**第三事業部 営業第三課** 〈担当：倉林・岩田〉  
 〒163-1066 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー 27階  
**TEL : 03-5909-8088 FAX : 03-5909-8098**  
 受付時間：平日9：30～17：30（土日祝日は休業）

### ■ 研修会の内容・運営に関するお問い合わせ

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
**全国保育士会事務局** 〈担当：岩崎、森山、大胡〉  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
**TEL : 03-3581-6503 FAX : 03-3581-6509**

#### 《個人情報の取扱いについて》

- ・申込書に記載された個人情報は、本研修会の運営・管理の目的にのみ使用します。
- ・参加者名簿に、氏名・都道府県名・施設名・職種・経験年数を掲載します。
- ・個人情報の管理については、全国保育士会「個人情報に関する方針等について」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。  
 （全国保育士会ホームページ <http://www.z-hoikushikai.com>）
- ・本研修会の申込み受付等に関する業務を株式会社JTB法人東京第三事業部に委託して実施するため、上記の目的に加え宿泊手配等のサービス提供を目的として情報を共有します。株式会社JTB法人東京 第三事業部の個人情報保護方針につきましては、ホームページをご覧ください  
 （株式会社JTB法人東京ホームページ：<http://www.jtbbwt.com/>）。

## 「保育活動専門員」認証制度の実施について

全国保育協議会（全保協）および全国保育士会の各研修会では、受講することで得られる研修ポイントを設定し、一定ポイント以上を獲得した方に対して、認定証（任意）を発行する認証制度を実施しています。

全保協、全国保育士会が平成22年度に開催する以下の研修会がその対象となります。また、あわせてブロック保育協議会、ブロック保育士会が主催の研修会についても一部対象に含まれています。

本研修会は、認定のための必修研修となります。（※主任保育士特別講座修了生または保育所長専門講座修了生は不要）

#### 全保協主催大会・研修会

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ①保育所長専門講座<br>（1年間の通信講座） | ④保育21世紀セミナー   |
| ②保育所長集中講座               | ⑥公立保育所トップセミナー |
| ③保育所保健・衛生専門研修会          | ⑧全国保育研究大会     |

#### 全国保育士会主催大会・研修会

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| ①主任保育士特別講座<br>（1年間の通信講座） | ④全国保育士会研究大会    |
| ②全国保育士研修会                | ⑤全国保育士会食育推進研修会 |
| ③「保育スーパーバイザー」養成研修会       | ⑥「保育の個別計画」研修会  |

※ 本制度の詳細は全国保育協議会のホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp/>）をご覧ください。

## 神奈川県保育会

---

差出人: "今井遊子" <imai-yuko@shakyo.or.jp>  
宛先: <Undisclosed-Recipient:>  
CC: "全国保育協議会" <zenhokyo@shakyo.or.jp>  
送信日時: 2010年11月24日 10:44  
件名: アルコール消毒薬について(追加のご連絡)  
都道府県・指定都市保協 ご担当者様

いつもお世話になっております。

アルコール消毒薬の発送は各保育所宛てに発送が始まっているようですが

請求書が消毒薬と別送で送られることになったそうなので、ご連絡します。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、各保育所から問い合わせ等が入りましたら  
お伝えくださいますよう、お願いいたします。

請求書 = 送料

\*☆。.\*:。o。.\*:。° ★°'.\*:.o。.\*:.\*

全社協・児童福祉部 今井遊子

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

URL: <http://www.zenhokyo.gr.jp>

☆。.\*:。o。.\*:。° ★°'.\*:.o。.\*:.\*

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 「こども園(仮称)」 に対し5案を提示 ◆

～幼保一体化ワーキングチーム 第3回会合～

内閣府は、11月16日(火)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化」ワーキングチーム(以下「幼保一体化WT」)第3回会合を開催しました。

第3回会合は、第2回会合に引き続き、幼保一体化の目的、認可制と指定制の関係の整理について意見交換が行われました。第2回会合では、「極端な例」とされながらも、「幼稚園制度と保育所制度を廃止し、こども園制度を創設する」とした考え方が示されたことに対し強い反対意見が出されたこともふまえ、「こども園(仮称)について考えられる複数案」として5つの案が示されました(詳細は資料3を参照)。

全保協からは佐藤保育施策検討特別委員会委員長が出席し、「子どもの発達を保障することが新システムの目的だと考えると、『幼児教育・保育』のような未成熟な文言で語るのではなく、『保育』で語ってほしい」「目的を達成するための中身を議論することが必要である。こども園になったら、これだけ子どもたちに質の高い保育を提供できるという、前向きな議論をしていきたい」等と意見を述べました。概要は以下のとおりです。

幼保一体化WTの次回は12月2日(木)に開催予定です。

### 議事概要 (記録は事務局)

**大日向座長:**幼保一体化の目的の修正と認可制と指定制の関係の整理が前回のWTで宿題になった。そのことを今回資料として作成しているので、そのことから議論を始める。

(資料1、2説明→文科省 濱谷課長)

**普光院委員(保育園を考える親の会):**幼保一体化の目的に「希望する全ての子」とあるが、「希望する」が入った経緯はなぜか? 「希望する」のは子どもか、保護者か? 文脈を考えると子どもだと思うが、そのことがわかりにくい。

現在は保育サービスについては基準がバラバラで不公平感がある。新制度においては、ナショナルミニマムを確保して、公平感のある制度としていただきたい。そのためには、①認定こども園の地方裁量型は廃止し、現行ナショナルミニマムの最低基準によって指定をやり直すこと、②認証保育所等が指定を受ける場合にも、現行ナショナルミニマムの最低基準によるものとし、定数保育士(配置基準に係る保育士)は現行6割で良いとされているが、全員有資格者と

すること、③ビルの中の保育が急増し、子どもの心身の発達への影響が心配されるため、今後設置される認可保育所・認証保育所・認定こども園等で幼児を保育する施設については園庭を必置とすること、④今後、待機児童解消の見通しがたった段階で看護師の配置、幼児についての保育所の配置基準の改善等を予定すること、が必要である。

さらに基本制度WTで提示された幼保一体給付の案を見たところ、保育所利用者にとって重要な課題となることが含まれている。まず、利用者負担は、「すべての幼児教育・保育を必要とする子どもに幼児教育・保育を受ける権利を保障するという考え方に立つ」のであれば、所得格差によって受けられる教育・保育に差ができたり、子どもが分断されないようにするべきである。保育料は応益負担もしくは一律低負担にすべきである。また「保護者負担の負担割合については、現行の保護者負担の水準、他の社会保障制度の状況、財源確保の状況を勘案して設定」とあるが、新システムは財源確保を前提としているはずなので、「財源確保の状況を勘案」するのはおかしい。

また、資料では付加的な幼児教育・保育を自由価格とし、入学金および課外活動として行う特別活動に係る実費徴収を認めることが示されているが、この考え方では、利用者負担を公定価格とする目的が失われる。これでは家庭の負担能力によって子どもが分断・排除されることになり、子どもの平等、包括的支援を特色としてきた保育所の理念が失われる。別料金を負担する能力のある家庭であっても、生活の場で子どもが仲間から分断されることを恐れ、内容に関わらず別料金の保育を購入せざるをえなくなる。これは結局、保育費用の増大につながる。

**大日向座長:**「希望する」は整理できると思うがいかがか？

**柏女委員(淑徳大学):**「希望する」という文言が入ったのは、前回私が申し上げたことが反映された結果ではないかと思う。今国会で自立支援法の改正法案が審議されている。障害児の利用が例となるように、「すべての子ども」といっても利用できない子どもたちもいるのではないか。本当に「すべての子ども」のための仕組みとなりうるのかということと前回、主張させていただいた。本来は、障害を持った子どもも、希望すればこども園で生活できるような制度として構築しなければならないと考える。

**佐藤委員(全保協):**今日は、日本に初めて幼稚園が誕生した日である。このような日に議論ができることをうれしく思う。子どもの発達を保障することが新システムの目的だと考えると、「幼児教育・保育」のような未成熟な文言で語るのではなく、「保育」で語ってほしいと思う。それが無理だとするのであればせめて「養護と教育」という文言で語ることはできないのかと思う。ぜひ、お願いしたい。

**普光院委員:**先日の「こども指針WT」の資料を見て大変驚いた。3歳以上の保育に欠けない子どもには、養護は必要なく、教育の提供だけあれば良いというように資料が読めた。私もすべての子どもに保障するのは「保育」として語ることが必要だと思う。

**村木政策統括官:**文言の定義は非常に難しい課題であり、時間をかけて丁寧に検討する必要があると考えている。こども指針WTでも課題となっていることから、ここで整理をするのではなく、今後、こども指針WTで検討していただき、再度この場に持ち帰ることとしたい。

**秋田委員(東京大学):**整理が難しく時間を要するという事はわかるが、文言を整理する際には、保育といえば保育所、幼児教育は幼稚園ということではなく、いかなる用語がふさわしいかについては最終的には皆の合意で考えていくにしても、子どもの発達保障を図るためにふさわしい言葉とするべきである。

**菅原委員(全私保連):**利用者のサービスを考えると、安定して質の高いサービスを受けられることが必要。「世界に誇る」というのであれば、子どもの権利条約の視点で考える必要がある。「質の高い」ということについては、職員の処遇の問題を一緒に考えることが必要不可欠であり、また事業継続が安定して行えることが必要である。

**大日向座長:**目的については本日決めるのではなく、今後、他のWTの議論も踏まえながら戻ることもあるという前提で進めていきたい。今回はとりあえず議論をしたということでもよろしいか。

それでは、次に認可制と指定制の関係整理について検討したい。

**佐久間委員(ベネッセスタイルケア):**現在のシステムでは株式会社も保育所の認可を受けられている。我々、株式会社は新システムではどこに位置づけられるのか説明いただきたい。図の下に

注釈がついているが、株式会社等は撤退の自由があるという理解でよろしいのか。また公立保育所はどこに位置づけられているのか。

**濱谷課長:**株式会社は現在認可を取っているところについては、認可施設として継続する。またこども園の認可としてどこまでの事業主体とするのかはこれからの検討課題であり、公立保育所の扱いについてもこれからの検討課題である。

**佐久間委員:**同じ基準を満たしたものであれば、認可と指定を作るのはなぜなのだろうという疑問がある。認可と指定が同じ基準であるのに違うものとして整理され、運営経費等で差がつけられるのであれば、結果として職員の処遇などにしわ寄せがいくと懸念される。

**中島委員(連合):**小規模保育サービスとは、サービス内容は同じで実施の規模が小さい型を指しているのか、それとも別のサービス形態を示しているのかを確認しておきたい。基準を満たした施設と書いてあるが、基準を満たした施設で小規模のものということなのか、それ以外のものも想定しているのか。また、基準を満たしていれば指定されると理解しているがよろしいか。

**濱谷課長:**認可施設と同等の基準を満たす施設というのは、認可基準を満たした施設のことであり、その隣にある多様な保育サービスと小規模保育サービスはそれぞれ別の指定基準を設定し、その基準を満たすところを指定することを考えている。

**山口委員(日本子ども育成協議会、JP ホールディングス):**認可基準を満たす施設と指定基準を満たす施設の違いを説明いただいたが理解できない。再度説明をしていただきたい。

**濱谷課長:**指定基準については今後の議論になるが、株式会社も含めて指定基準を満たしていればお金が流れる仕組みを考えている。認可とは別の考え方である。

**山口委員:**事業主体によって参入規制を変えることを想定しているのか？

**濱谷課長:**そうではない。指定については、指定基準を満たしていれば事業主体によって参入の規制内容を変えることは想定していない。

**香取政策統括官:**認可については設置主体によって規制を変えているのでここは議論になるところ。ただし新システムについては、指定の基準を満たしたところはすべて参入を認めるということになるので、最終的に認可と指定の基準が全く同じであれば、同じものになる。新システムでは、こども園だけではなく、もっと小規模の保育ママのようなもの等もサービスとして認めるので、指定基準を満たしていれば、指定事業者となり事業に参入できることになる。

(資料3説明→文科省 濱谷課長)

**柏女委員:**個人的には案4あたりが妥当ではないかと思う。

教育と福祉のアプローチの違いを理解する必要がある。先日のこども指針WTの資料で文科省の家庭福祉手帳が出されていた。家庭福祉手帳を文科省が出したのと同じところに厚労省が「それでいいよ、大丈夫」という手帳を出している。全国保育士会も倫理綱領で、「一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます」としている。文科省の家庭福祉手帳は「教育する」という視点であり、厚労省で作成した「それでいいよ、大丈夫」は「寄り添い支援する」という視点である。どちらが良い悪いという議論ではなく、福祉と教育の視点の当て方が違っていることがわかる。幼稚園、保育所でも同様のことがあるので、これを今すぐに無理に合わせるのは妥当ではないと思う。また、利用時間や年齢で保育と教育を振り分けるのはおかしい。学校教育法上は3歳以上ということはあるにしても、0歳からは教育があるということ踏まえて考える必要がある。

**大橋委員(国公立幼稚園長会):**今回の資料については、現場の思いを受け止めてくれて感謝する。

**渡邊委員(町村会):**案1が幼保一体化の目的に沿ったものであるということで理解ができる。ただし一体化を急激に進めることになると、現場に混乱を生じるので、そのことは望ましいことではない。案2～5は幼稚園や保育所関係者の意見を踏まえて出されたものであるとは思いますが、概ね10年程度の期間の中で考えると案1でいくのではないかと。案5は幼保一体化を検討しているのに、現行の幼稚園が残る仕組みになるということで問題と感じる。町村会でも、基本論は基本論として考えた上で、現実としてのお互いの妥協点を見出すような努力をしている。この場でもよく話し合っていきたい。

**普光院委員:**認定こども園が普及しないことは二重行政が原因ではなく、それぞれの文化と価値が違うからではないかと思う。急激な一体化はしない方が良いのではないかと。財政的に優遇をし

ながら、こども園として一体化していくことを目指すのであれば、いくつか意見を述べたい。  
まず保護者が不安に思っていることとしては、基本時間は何時間で、この基本時間を越えた部分は全額自己負担になるのか、幼保一体給付を超える利用が出てくるのか出てこないのか、といったことがある。

また、利用時間や利用日、子どもの人数にかかわらず、事業者が安定運営できる仕組みにしないと、結果として資金が足りない部分は保護者負担を増やす方向で調整されてしまうのではないかという不安も感じている。

入園については、現行の保育制度の利用者としては、幼稚園のように施設が子どもや家庭を選別するような仕組みを認めることはできない。子どもが日々、安心して生活できることが、保護者にとっての願いであり、そのことを保障することが、最大の両立支援となる。分け隔てなく子どもを受け入れる教育・保育については、市町村に整備義務を課し、それが充足された上で別の選択肢として提供されるのであれば、選考も考える。また、小学生までの子どもは地域で育つことを考えると、こども園制度にもこの視点を入れるべき。

さらに、現在は市町村がワンストップ方式で利用調整を行っているが、この仕組みがあることではじめて利用できることができる。このような仕組みを入れないと大混乱を生じる。待機児童が多いことは、仕組みの問題ではなく受け入れる施設がないからであって、このことを改善しない限り待機児童問題は解消しない。

**佐久間委員:**いずれの案にも「その他の施設の届け出」があって、35年になると細くなっているが、株式会社はどこに位置づけられていくのか、教えていただきたい。

**濱谷課長:**株式会社も認可もっているのであれば、認可として役割を果たしていくことになる。

**佐久間委員:**こども園であったり保育所であったり幼稚園であったりするのには保護者から考えるとわかりにくい。シンプルな形を作る必要があるのではないか。

**木幡委員(フジテレビ):**保護者の視点からすると、いろんな案が示されても、中身から考えていかないとイメージがわからない。たとえば、朝の8時から夕方19時まで子どもを預かってもらえるのか、0歳から発達段階に応じた離乳食を提供してもらえるのか、子どもを遊ばせる園庭があるのか、午睡をしなければならないのか等である。

現実としては、幼稚園がこども園に変わっていくことの方が大変であると思うし、幼稚園がこども園にならないと待機児童は解消していかない。いろんな選択肢を増やして、とにかく利用できるようにしていただきたい。また、保護者の立場から言うと「認可外」という言葉は非常にイメージが悪いので、「認可外」という言葉はなくして、共通したものを子どもたちに提供できるようにしていただきたい。

**山口委員:**認可の基準が変わるということであれば、現在、認可を受けている株式会社も認可解除になることもありうるのか。

**濱谷課長:**現行の認可をとっている主体を、新システムにしたからといって外すことはない。

**山口委員:**現在、認可されているところが保障されるにしても、後から入ってくる事業者は認可をとれない仕組みになることもあるということになるので、課題を感じる。「認可」と「認可外」の文言については、整理する必要がある。将来にわたって規制がかかるのであれば、事業者が安心して参入することはできない。差別的な取扱いについてはなくしていただきたい。

**秋田委員:**多様な事業主体についても、規制をかけて質を担保することが必要。30年後とかには案1という選択肢もあるかもしれないが、現実的には、案3か4しか考えられない。指定基準や質の保障、質の評価をどうしていくのか、具体的に示していただき、考える必要がある。また質の保障という観点から考えると、幼稚園教諭については研修権が保障されているが、保育所保育士についても同様に研修権を保障して時間内に研修を受けられるようにしていく必要がある。さらに、幼稚園がこども園になるのであれば、4時間を越えたところに保育を保障していくためにも、インセンティブを見えるように示していく必要がある。

**金山委員(NPO 法人マミーズネット):**具体的にこのような仕組みになるという具体的なものを示していただければ不安が減るので、ぜひ示していただきたい。保護者の就労形態にかかわらず、子どもの個性に合ったところを利用させたいというのが保護者の思いだと思う。制度はシンプルであるべきだと思うが、一方で子どもや保護者が選択できるような制度にする必要がある。



**酒井代理(全国市長会):**現実を考えると、3歳以上児は9割以上の子どもたちが幼稚園か保育所には入所しているし、多様な事業主体の参入についてもすみわけができていく状況。参入が規制されないで、事業者がどんどん増えていくと、良心的な経営をしている事業者を圧迫することが想定される。良心的な事業者が存続できる仕組みを考える必要がある。幼稚園が0歳から2歳児を保育することは現実的には困難ではないかと考えると、良い形でのすみわけがあっても良いのではないかと。たとえば保育所の3歳以上児の部分を幼稚園で保育をしていくこと等が考えると、未満児の保育を保育所でもっと充実することも考えられるのではないかと。

また、保護者は一度入所した施設で卒園したいという思いを持っているので、このことをどう受け止めるのかを考えることも必要ではないかと。

**小田委員(国立特別支援教育総合研究所):**案2と案5については、幼保一体化を検討していることを考えると、ナンセンスではないかと思う。また案1についてはシンプルに見えるが、一つのものに集約することの危険性がある。子どもの教育についてはシンプルがベストではない。一つの形に押し込むことで、結果として見えなくなってくることもある。保育所と幼稚園のお互いが認め合いながら、お互いが競い合ってきたものを大事にしていかなければいけない。案1、2、5は現在、幼保一体化を検討していることを考えると、考えない方が良いのではないかと。さらにいうと、盲聾学校の児童や発達障害の子どもたちが、案1、2、5にしてしまうと利用できなくなることが懸念される。案3、4あたりで考えるのではないかと。

**山口委員:**安定的な運営をする環境が必要であるということを示したが、一方でニーズに合わないサービスをのほほんとしている事業者が残る仕組みである必要はない。株式会社も含めて適度に競争する必要がある。現在の問題は競争が成り立たない。適度に競争ができる制度とする必要がある。

**佐藤委員:**保育型こども園であったり一体化型こども園であったり、用語が難解でわかりにくいので、わかるようにしてほしい。目的を達成するための中身を議論することが必要であると思うが、こども園になったら、これだけ子どもたちに質の高い保育を提供することができるということを議論していきたい。

**菅原委員:**案3、4については実態も含めて柔軟に対応していけるのではないかと。入所決定や利用者サービスについては、具体的に考える必要がある。利用時間や運営費の計算、ナショナルミニマムについても意見書を提出している。魂を新システムにどう入れていくのかということを考えることが大切だと思うが、こども指針WTで出された資料や説明を聞いていて非常に不安を感じている。小学校との連携や接続という言葉を使うが、連携が良いのかということも改めて考えることが必要。就学前の教育のあり方と小学校との連携・接続の問題はわけて考えることが必要ではないかと。

また、「安易な家庭保育の肩代わり」という言葉もあったが、このような言葉が公式な資料として出されることによって、家庭で頑張っている方をますます追い込むのではないかと懸念する。用語の使い方も含めて、丁寧な検討をする必要がある。

**入谷委員(全日私幼):**今日、資料を見たばかりなので、持ち帰って検討する。障害を持った子どもたちも含めて、必要としている子どもが現在、サービスを受けられていないことは理解しているが、一方でワークライフバランスを推進していき、仕事を休んで子育てをできるような社会を構築していくことができれば施設に過度に依存しなくても良いのではないかと。ワークライフバランスをどう推進していくのかということも、WTで併せて検討する必要がある。

**古渡委員(全国認定こども園協会):**施設論だけに終始していることに違和感がある。自分で子育てをしたいということで頑張っている保護者への視点も必要ではないかと。中身をつくるWTを作らなければいけないのではないかと。今後、継続した議論が必要と思う。

**浜田代理(知事会):**今日は意見がまとまっておらず述べられないので、次回までに検討する。

**中島委員:**必要なサービスを子どもや保護者に届けるための議論ができていることを評価する。保育にも幼児教育にも欠いてはならないことがあると思うので、足して2で割るようなものにしてはいけない。具体的に知恵を出していくことが必要であると思うし、より図の真中にある「こども園」に寄せていく仕組みにする必要がある。

**秋田委員:**財源確保のデザインというのを示してほしい。財源が見えないと、普光院委員が言われ

たようにシステムを作ったのは良いけど、結果として保護者負担が増大することになるのではないかということ懸念する。0～2歳の乳児のためにも、3～5歳の子どもたちのためにも、必要なグランドデザインを示すとともに、財源確保のデザインも示してほしい。このことは検討会議のメンバーである関係の方に強く願います。

**渡邊委員:**実際に幼保一体施設を運営している自治体として議論を聞いていると、議論がかみ合っていない感がある。幼保一体施設にしたことによって、質の高い教育も保障できるし、子どもも同じ施設から同じ小学校に進学することができるので、保護者に大変喜んでいただいた。

**無藤委員(白梅学園大学):**幼保一体化の大きな目的は共有されたのではないかと。保育所が幼児教育をしていることは理解しているが、法的根拠が希薄であるので、学校教育法上の「教育」を充実していくことが必要であると思うし、一方では幼稚園は乳児や長時間保育が必要な子どもたちへの「保育」を充実していくことが必要だろう。現実的には、案3か4あたりが妥当だろうと思う。幼保の質を高く保つことが共通意見になっていたと思う。何が質を高くするのかについては、今後検討する必要があると思うが、保育士に研修権を保障する等は必要だと思う。

さらに、こども指針WTでは、幼児教育であっても保育であっても養護と教育の一体的提供だろうということ、幼児教育も養護を前提として行っていることを確認していることを申し添える。

**林政務官(文科省):**子どもにとって、また子どもを育てている家庭にとって、どのような幼保一体化が必要なのかという視点で前向きに検討していただいていることに感謝を表明する。財源についても政府全体で取り組んでいきたいと考えている。

**末松副大臣:**質を保つように、具体的なメニューも含めて提示することが大切だなと思っている。地域主権の視点からは、子どもに関する財源は勘定として一本化していきたいのだとしていることに対して、財務省等からもガンガン言われる。財源を確保することが前提の前提だということ肝に銘じて取り組むことを決意とする。そのためにも、財務省等を説得できるような資料として、これだけ本気で考えているのだということを見せていく必要がある。ぜひ今後ともご検討をお願いします。

**渡邊委員:**子ども手当の財源問題に絡んで、いろんな議論があるようだが、児童手当勘定に地方負担を認めるといった中途半端なことはやめていただきたいと直訴させていただきたい。

**大日向座長:**手元の集計によると案2と案5には支持がなかった。そもそもこども園はどういう施設とするのか議論をするべきという意見もあった。どうやったら実現できるのか、メリット、デメリットを含めてさらに検討していきたい。

意見は次回までにペーパーでお寄せいただきたい。必要があれば事務局からも説明させていただくので、遠慮なく申し出てほしい。

## ◆ 放課後児童給付等について検討 ◆

### ～基本制度ワーキングチーム 第4回会合～

11月15日(月)には、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度」ワーキングチーム(以下「基本制度WT」)第4回会合が開催されました。

基本制度WT第4回会合では、当初は前回に引き続き幼保一体給付を議論することとしていましたが、急遽、放課後児童給付および産前・産後・育児休業給付に関して協議することになりました。第4回会合では冒頭に事務局(黒田室長)から資料説明があり、その後、全国学童保育連絡協議会真田事務局次長が放課後児童クラブの現状および新システムへの懸念を報告しました。

全保協からは意見を提出するとともに、菊池副会長が出席し、「放課後児童クラブについては、質の確保をどう図るのか、ということが必要であり、そのためにはナショナルミニマムの設定が必要であり、指導員等の処遇改善が急務である」等と意見を述べました。

今回の基本制度WTは、11月19日(金)に開催予定です。

## 議事概要 (記録は事務局)

### 1. 放課後児童給付(仮称)について

**小田切代理(知事会):**保護者の就労を支援し、放課後に子どもが安全に安心して過ごせる環境を整備するとともに、健やかな育ちと豊かな学びを支援することが重要である。単なる保育サービスの提供という視点だけでなく、子どもの放課後の生活や学びをより充実させるという視点にたった仕組みにするべきである。その際には、放課後子ども教室は、地域の方々と様々な学びや交流ができる効果の高い取り組みであるため、その趣旨を活かした仕組みにするべきである。

また、人口減少地域等にある小規模の放課後児童クラブにおいても、安定的な運営ができるようにするとともに、サービス内容(利用料、指導員の配置、支援内容等)に応じた費用を保障する仕組みにするべきである。基準の設定については、児童数や利用者のニーズ等がそれぞれの地域で異なることから、地域の実情に応じた形でサービス給付を確実に保障することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことのできる仕組みとするべきであると考えている。

**倉田委員(市長会):**財源保障がないと検討が進まないのので、財源の担保を図ってほしい。放課後子ども教室と放課後児童クラブの整合性を図って一つの仕組みとすることが求められる。さらに市町村が独自に創意工夫で事業展開をしてきていることから、ナショナルミニマムとして扱われることはないように、地域の独自性が発揮できる形で制度構築を図ってほしい。

**渡邊委員(町村会):**新システムは地域主権の視点で進められている側面もあることから、地域の独自性を発揮できるようにするべき。放課後児童クラブと放課後子ども教室は基本的に一本化していくべきであり、放課後子どもプランを推進していくべきである。さらに幼保一体化を図って財源を一本化していくのであれば、放課後に関する財源も一本化していくことを考えるべきである。国による義務付け、枠づけは最小限度にするべきである。指導員の資格や研修等を一律に市町村に義務付けることは、市町村の独自性を損ねるので、望ましいことではない。

**末松副大臣:**放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携、一体化という話が出てきているが、今までの経過について説明していただきたい。

**塩見課長(文科省):**放課後子ども教室と放課後児童クラブは放課後子どもプランの中で連携して推進していくことを前提に考えている。たとえば横浜でしているような連携事業のようなものを推進していくこと、両者の良いところを共有化していくことを目的に推進してきた。地域の独自性を発揮できる形で考えている。

**倉田委員:**将来的に子ども家庭省ができた際には一本化していくことになっていくと思う。

**秋田委員:**新システムでは、0歳から18歳までの子どもの教育や養護の質を高めるということが目的になることが必要であり、最低限のナショナルミニマムは保障して実施していくことが必要である。まずは子どものことを考えてもらって、生活の保障としての放課後児童クラブの質の保障のための仕組みと、すべての子どものための放課後子ども教室のために必要な仕組みを考える必要がある。

**池田委員(国公立幼稚園長会):**放課後児童クラブについては、留守家庭の子どもを対象としていくことから、保護者に代わって生活の保障を図るための福祉の視点に立った制度構築が必要である。一方で放課後子ども教室はすべての子どものための制度であるので、教育の視点で地域の方の協力も得ながら子どもたちの放課後の生活をどう豊かにしていくのかという視点で考える必要がある。

**菊池委員(全保協):**将来的には放課後児童クラブと放課後子どもは一体的に進めていくべきであると考えている。地域とともに「福祉」をどうしていくのかということを考えていく必要がある。地域で仕組みを考えることが必要なのは「教育」だけではない。質の確保をどう図るのか、ということが必要であり、そのためにはナショナルミニマムの設定が必要であり、指導員等の処遇改善が急務である。

**藤原委員(経団連):**放課後子ども教室は放課後児童給付の対象から外れるという説明であったと理解しているが、それでよろしいか?今の運営実態を考えると、放課後児童クラブはガイドラインが示されているので、市町村がそのことを踏まえて実施していくことが求められている。

**田中委員(商工会議所):**利用条件によって子どもに与えられる環境が違うということは是正され

るべきであると思う。また、子どもにとって必要な時間を考えると、6時までというのは早すぎるので、もう少し時間を延ばした方がいいのではないか。

**中島委員(連合):**実態に即して議論をしていただく方が良いと思う。放課後児童クラブは留守家庭の子どものための事業であるので、保育所と同じような開所がないと本来はいけない。フラットな形で一体化するのではなく、放課後児童クラブを必要としている子どもに必要な環境を設定することが必要。留守家庭の子どものための居場所作りという意味合いは考える必要がある。現在ある放課後児童クラブのガイドラインだけではあまりにも質の確保のためには薄いと思っているので、法的拘束力のあるナショナルミニマムにする必要がある。放課後児童クラブの正確な実態把握は現在されていないので、市町村の実施責務をはかる必要がある。アルバイトでさえ確保するのが大変なのが実態であり、人材確保のための手法が必要。障害児の受け入れのためには、とくに研修を受けた人が必要であると思うが、現実的には市町村任せ、児童クラブまかせになっている。

**北条委員(全日私幼):**幼児段階よりもはるかに厳しい待機児童の状況であると考えている。地元では、文科省と厚労省の補助金を使って同じような事業を行っているのが実態。私どもの地域では、子どもが一時急減したが、そのときに学校の中に放課後児童クラブも入ってきた。小学校が使うものは文科省が責任を持って行えばいいし、児童館がしているものは厚労省が所管すればいい。こども園の視点で考えれば、初等教育こども園になるべきだと思うし、さらにいえば中学校のクラブ活動など放課後のことも考えると中等教育こども園とするべきということになるのではないか。就学前だけを切り出して、こども園にするというのはおかしいと思う。

**宮島委員(日本テレビ):**少なくとも子どもに権利性がある、19時くらいまで預かってもらえること、夏休みも利用できること、利用したい子どもについては4年生以上も利用できることが大事であると思う。ソフトの面では、何らかのガイドラインが必要であると思うが、一方で守られなければならない乳幼児期と違って、自由に過ごすという放課後の子どもの生活もあるので、硬直化しないような、いろんな形での提供の仕組みがあることが必要であると思う。基準を持ったことによって、今まで行ってきた放課後児童クラブが結果としてダメと切り分けられてしまうということはナンセンスであると思う。個人的には放課後児童クラブから、放課後子ども教室の地域に利用を変えたが、年齢が上がると親が就労している、していないに関係なく、友達と遊びたいと言いつつ、そのような子どもの自由を図るためにも、利用したいときに利用できるようなフレキシビリティが必要ではないか。

**両角委員(明治大学):**低学年については家庭によってはより指導員がケアをしていくような必要があるのではないか。一体化していくことは個人的にダメだと思っていたが、現場で話を聞いていると、必ずしもそうでもないということも聞く。うまくいっている自治体の話を分析してどのような条件を整えればどのような良い制度になるのか考えることも必要ではないか。また一方で、多くの放課後児童クラブは老朽化しており子どもの安全という観点からは改善が必要であるし、指導員等の処遇改善も必要である。

**山縣委員(大阪市立大学):**いつまで親の生活で子どもの生活を分断するのだという気がする。放課後子ども教室は教育の視点でやるんだと文科省の方が言えば言うほど、放課後児童クラブの子どもたちには教育は届かないのかと思う。

放課後児童クラブは、就労支援の機能、子どもの安心・安全を保障する機能、遊び仲間や地域住民とのつながりを保障している機能の3つの機能を発揮しているが、後半の2つの機能はすべての子どもに必要な事項である。

質の確保ということを考えると、指導員等の処遇改善は必要である。指導員の処遇改善は、こども園の制度構築のために必要といわれている10年は待っていただけないと思うので、早急に対応することが必要。

**山口委員(日本子ども育成協議会・JP ホールディングス):**放課後児童クラブと放課後子ども教室を運営している事業者として意見を述べる。放課後子ども教室は、放課後、子どもが誘拐される等の事件が多く発生した時に始められたと記憶している。いじめの問題についても、虐待についても、教室の中で先生には話さないようなことでも、子どもたちは学童の中で指導員に話すことも多くある。親の生活で、子どもの居場所をいつまで分断するのかと思う。

ナショナルミニマムが必要だとは思いますが、すべての地域を一体化していくということについてはいかがかと思う。500人を超えるマンモス校と小規模校では運営の方法もかなり違う。こういった規模の違いの中で、基準を設定することが現実にそぐうのかどうかは考える必要がある。待遇の点については、運営費300万円程度で何ができるのかということは事実であり、かなりの部分は自治体が負担しているのが現状。300万円や500万円で事業をするのは現実としては無理であると思う。

**坂崎委員(日本保育協会):**P.9には日本保育協会としての決議書を提起している。

幼保が一体なので学童期も一体化していくのだという形で提示されているのか、学童期と乳幼児期は別だとするのか整理が必要だと思う。指導員の状況も含めて、放課後児童クラブは悲惨な状況になっているので、1歩でも2歩でも現状打破をすることが必要である。

**田中委員(静岡文化芸術大学):**保育サイドはナショナルミニマムが必要であると主張している一方で、地方6団体は地域の裁量性を求めている。ナショナルミニマムと地域主権が相対するという発想ではなく、ともに関係する主体が作り上げていくというように発想転換が必要。

**坂本代理(子育て広場全国連絡協議会):**後期行動計画を策定する中で学童は非常に紛糾した。親の視点から考えると、学童のことをこの国は考えてくれないという思いが非常に強い。

一方で児童クラブを利用している2割の子どものことだけではなく、8割の子どものことも考えていくことが必要。学童を抱えている地域は、放課後子ども教室もやっても教室はいっぱいな状況である。新しいシステムの中では、すべての子どものための仕組みを構築することを考える必要がある。

**真田参考人:**学童の立ち上げの時期から保護者は子どものために行って楽しい学童をどう作るのかということを考えて進めてきた。子どもが喜んで行くような学童をどう作っていくのか、ということを実際に考えていっていただきたい。現在、保護者が就労している子どもは6割になっているので、このような子どもたちに学童の利用が保障できるようにするべきであり、安心して安全にいる場所としての学童のあり方を考える必要がある。

## (2) 産前・産後・育児休業給付(仮称)について

**倉田委員:**育児休業中の兄弟の保育については保障しているが、10万人都市の池田市では毎年60人程度いる。ただこの問題で、課題になるのは非正規雇用の保護者の場合は継続就労ができないために、辞めざるを得ない。このことをどう考えるのかも必要。

申請事務についてはいろいろな専門性も必要なので、市町村でできるかは疑問。

**小田切代理:**産前・産後・育児休業中の現金給付の受給者の範囲の拡大や給付水準の引上げは、収入面での不安が軽減され、育児休業等の促進につながるものと考えられる。ただし、現金給付の一本化は、出産手当金と育児休業給付では保険制度が異なり、給付の水準や範囲に違いがあることから、財源や実施主体のあり方も含め、地方とも十分な議論を行うべきである。

**藤原委員:**制度設計の面で給付と負担の説得性をどのように作ることができるかが課題であると思っている。従業員のための福利厚生という視点で図ってきているので、社会保険の枠組みから外すということだと考えると、現在の給付と負担の整合性が薄れるのではないかと懸念する。市町村が事務主体とならない限りは財源の一体化は難しいと思うが、社会的なコストが課題になると思うし、利用者の利便性も図れる仕組みにならない限りは課題であると思う。

**田中委員(商工会議所):**給付と負担の仕組みは考慮が必要。児童手当勘定に組み込まないでよくなれば負担が必要なくなるのか。中小企業にとっては、高齢者に対しての負担がかなり多くなってきている中で、子どもに対しても給付が必要であるとなると、負担が増大する。

**北条委員:**専業主婦家庭がないがしろにされている感がある。保育所を利用している家庭と比較しても、給付される金額が非常に少なく、納得のできる説明が必要。

**渡邊委員:**出産一時金等は、子ども・子育て新システムにはなじまない。課題がありすぎるし、整合性を図るためにはかなりの労力が必要。市町村が事務処理をするとなると、課題があまりにも大きすぎる。

**菊池委員:**切れ目のないサービスの保障は実務的なことであるので、工夫が必要。

また、P.25の隙間を埋めるとどのくらいの金額が必要になるのか、試算があればご提示いた

だきたい。

黒田室長(厚労省):Aについては250億円必要という試算になっている。Bについては人数がかなり多いが人数の高だけで判断するのは難しい。Cについては現在、その仕組みそのものがないので、検討が難しい。

坂本代理:在宅子育て家庭の人たちが蚊帳の外におかれていることに対しては、非常に懸念を感じる。受給者の方だけに議論が集中することには危惧を感じる。地域の子育て支援を担っているのは、我々地域子育て支援拠点事業であると自負しているの、子育て支援拠点事業についても検討していただきたい。

中島委員:取り扱いを今後検討するときにあわせて検討する必要がある。労使拠出を伴うのであるので、医療保険部会等で今後もあわせて重要に検討することが必要である。

村木政策統括官:一度で検討が終わるものではないので、今後、また整理したうえで検討していただくことが必要だと考えている。

山縣委員:出産一時金は制度として考えなくてもいいのか?

香取政策統括官:出産一時金は分娩費用の補てんであるので、ちがう仕組みとして考えている。

田中委員:子ども子育て勘定に組み込んでいく中で、事業主の負担がなくなると考えていいのか?

香取政策統括官:それはこのステージの議論ではない。医療部局での検討である。

村木政策統括官:出産一時金もこの勘定の中に入れるのであれば、検討の場にあげることが必要である。

宮島委員:たとえば週1回だけ復職したいと考えている人等にも、復職手当が出るようにしたらいいのではないかと。イクメンも増やす方向で国も考えているが、財源がなくて難しいことは承知しているが、男性が育児休業を取ったら一定の保障をする等の仕組みがあっても良いのではないかと。

坂本代理:0歳から3歳までの子育て支援、地域で子育てをしている人たちの声を丁寧に図っていただきたい。そのためにも地域子育て支援拠点事業は、地域の人たちが子育て支援に取り組んできているという新システムのめざしているところを一步進んで実施しているので、拠点事業も検討してほしい。

宮島委員:子どもたちにとって安心・安全も必要だが、どこまでチャレンジさせていくのかという視点も必要だと思う。よりチャレンジングな体験ができるような制度としての放課後の過ごし方を考えればいいのではと思う。

小宮山副大臣:放課後児童クラブは作り方も形態もかなり違い、規制をがちりかけてしまうと落ちてしまうところも出てくるので、ガイドラインにおさまったというのが現状。放課後子ども教室は、現状としては場所によっては週何時間かしかやっていないところもあるし、まだ始まって時間がそんなにたっていない事業。放課後児童クラブの歴史からみても、大きな差がある中で現実的には一体化にするのは難しいだろうと思う。最初から一体化を考えるのは現実から考えると無理があると思う。むしろ放課後児童クラブを必要としている子どものための安全・安心な生活の場の保障をどうはかっていくのかということを考えていく必要がある。

## ◆ 0歳からの発達の連続性

### 養護と教育を具現化する保育が重要であることを主張◆

#### ～こども指針(仮称)ワーキングチーム 第2回会合～

11月11日(木)には、「子ども・子育て新システム」作業グループ「こども指針(仮称)」ワーキングチーム(以下「こども指針WT」)第2回会合を開催しました。

こども指針WT第2回会合では、①こども指針(仮称)に盛り込むべき「子ども・子育てに関する理念等」について、②教育・保育の定義について、③こども指針(仮称)の構成等について、協議するという事で、資料説明後、意見交換が行われました。

全国保育協議会から委員として参画している御園副会長は、子どもは「愛護される」という受

動的権利とともに「自ら成長していく」という能動的権利を持った存在である。保育所は家庭に代わって保育をしているのではなく、専門職として保育をしており、家庭に対し子育てのモデルを示している等の意見を述べました。

なお、こども指針WTの次回会合は、12月13日(月)に開催予定です。

## 議事概要 (記録は事務局)

### (1)こども指針(仮称)に盛り込むべき「子ども・子育てに関する理念等」について

**藤森委員(全国私立保育園連盟)**:保育所保育指針の改定時に、旧保育指針で「家庭養育の補完を行う」としていたものを、「家庭との緊密な連携の下に」と変更した経緯がある。社会の子育て機能や家庭のイメージの変化があり、家庭のみを強調するのではなく、どこで責任を持って子育てをするのかを考えることが大事である。

**松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)**:どんな人に育って行ってほしいか。そのためにどんな環境を用意するか。広い意味で親も環境のひとつである。親の責任は当然であるが親だけでは育てられない、地域全体で支えることが必要であることを受けとめほしい。

**竹下委員(保育園を考える親の会)**:子どもにとって、自分を愛してくれる、守ってくれる親、大人がいることが大事。教育・保育の定義づけに関連するが、小学校への連続性とともにも乳児から幼児へのつながりが重要。保育所を利用した保護者として、0歳からの育ちのなかで育った信頼関係は、年長等になった時に子ども同士の一体感につながり、成長に大きく影響することを実感している。

**島田委員(日本保育協会)**:家庭教育を高めたいと学校5日制が導入されたが、その結果はどうであったか。対処療法ではなく、教育、福祉に対する国家戦略が必要。

**塩代理(全国幼児教育研究会)**:福祉は社会の中でさまざまな状況におかれている子ども育ちを支えるが、子どもの教育の第一義的責任は親であるとともにその権利も親である。

**大場委員(大妻女子大学)**:養護と教育の一体の内容を吟味する必要がある。子どもの理念について、子どもの最善の利益の保障はどこで誰が守るのか。養護と教育を具現化する保育が重要であり、保育の意味をどう表現していくか。政策の担い手、実務的担い手の刷り合わせが必要である。

**池委員(栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会)**:子どもは生まれながらに親のもとで安心して育てられることであり、子育て環境の整備が必要。幼稚園や保育所にいっても家庭教育が前提である。

**小田委員(国立特別支援教育総合研究所)**:子どもの最善の利益を守ることは、子ども一人ひとりの個が尊重され、良さと可能性を生かすこと。こども指針(仮称)の主体は子どもである。

**田中委員(全日本私立幼稚園)**:この資料もとに、こども指針(仮称)の理念を検討するのか確認したい(新しく理念を作っていくことではない)。家族を支えることが大切で、他のもので変えることではない。困難を取り除くのではなく、乗り越えられるよう支援することで、親が育つ、子どもが育つことを示し社会に発信していくことが大事。

**御園委員(全保協)**:こども指針(仮称)を貫く子ども感が見えてこない。子どもはいかなる存在か。子どもは「愛護される」という受動的権利と「自ら成長していく」という無限の可能性のある能動的権利を持った存在である。その子どもの、今を幸せに生活ができ明日を生きる力を育てていくことである。用意された資料をみて感じたことは、「教育」があり次に「保育」この順番で論点が整理されている。言葉の順番にはこだわらないが、教育の前に、子どもの命を守ること、子どもの福祉が保障されることが第一義的におさえられていることが必要。家庭、子育てに優しい社会を作してほしい。

**山縣委員(大阪市立大学)**:理念に関する資料からエッセンスをとって、理念としていく。その際に児童の権利条約が中心となるが、子どもそのもの、子育て、子育て支援に関して整理することが必要。子どもは受身の存在だけではなく子どもを主体であることを指針で明確にしていくことは、チルドレンファーストにつながっていくことである。また、こども指針(仮称)の第一部の子どもの年齢と第二部の子どもの年齢はつながりのあるものとしての整理が必要。

**若盛委員(全国認定こども園協会)**:社会全体で子どもをどう育てていくかが大前提になる。家庭の

あり方は重要であるが、自分の子どもということだけではなく社会の子どもであることを意識しこれからの日本を支える存在であるという支援を大切にすること。

**荒木委員(全国公立幼稚園長会):**子育ては楽しい、子どもの成長に喜びを感じられるという理念が重要。子どもは親に育てられる権利がある。

**渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会):**子どもを守り大切にすることの意味とは。子どもは自分が大切にされた経験が一人ひとりを大切にする社会につながっていく。

**大場委員(大妻女子大学):**保育指針における家庭との緊密な連携と、藤森委員が提出された資料にある「すべての乳幼児においての尊厳を大切にされ、自立を妨げることを排除する」は深くつながりのあることを実感している。親支援、親の成長へ支援は社保審、中教審の資料にも記載されている。子どもの最善の利益を守る担い手は誰か、その担い手の専門発達の保障をもうひとつの柱として位置付けることが大切。

**無藤座長:**色々なご意見をいただいたが、先ずは子どもを第一にするということが共通した意見であったと思う。

## (2)教育・保育の定義について

**藤森委員:**教育される権利には、Education という意味があり、子どもが生まれながらにして持っているもの。それを引き出していくことである。人として生きていくための意欲やコミュニケーションなどを身につけていくことが大事である。特区における幼稚園の2歳児入園は、集団教育に馴染まないとの評価があった。年齢で分けるべきではないが、保育所で0歳から集団で育てられた2歳児は他児との関わりがみられる。脳の発達などを踏まえると乳幼児とは生まれてからおおむね8歳までといえる。

**島田委員:**教育・保育、幼稚園・保育所の表記の順番に意味はあるのか。0歳からの発達を踏まえると保育所が先にくるのではないか。また、私が運営している幼稚園は特区で2歳児入園を受け入れたが、評価は良かった。教えるというスタンスが強いとまうまいかない。子どもが持つ力を引き出すには主体性を重んじることだが、現場でどう対応するか、選択することができる環境を作るなど、理解しやすい表現にしていくことが必要ではないか。

**無藤座長:**幼保一体化など便宜的に幼保としている。2歳児特区については、幼稚園における教育の方法では難しいということ。

**大場委員:**資料に疑問を感じている。「家庭に代わって」は文脈では否定しないが、養護と教育は保育所の独占ではない。幼稚園においてもそうした位置づけや実践があるのではないか。そのことについて疑問を提示する。

**御園委員:**「家庭に代わって」という用語が多用されているが、保育所では家庭に代わって保育しているのではなく、専門職として保育をしている。保育所は家庭に対して子育てのモデルを示している部分もある。

**無藤座長:**「家庭に代わって」は児童福祉法 39 条の「保育所は日日保護者の委託を受けて」という文言からであるが、条文のとおり言い換えても良いと思われる。

**山縣委員:**幼稚園においても家庭とともに養護の視点から取り組みが行われているのではないか。集団教育だけのとらえ方は、実態から乖離している。3歳以上児の保育と教育を分けて書くことは矛盾がある。資料 11 頁にある、保育の中に集団教育と家庭教育を包含した書き方は誤解を招く。

**大場委員:**同じく資料 11 頁の「～個々の家庭に代わって行う保育(養護+教育)と、家庭ではない集団教育との区別がなくなり保護者の働き方や家庭の状況、子どもの年齢に関わらず、すべての子どもに「保育」を保障～」の表記は、子ども・子育て新システムでは保育ニーズは認定され利用者の状況に応じて保育時間は選択できることになっているが、それができないと理解されてしまう恐れがある。

**田中委員:**大人目線で議論がされている。0歳から6歳の育ちにおいて乳児と幼児の教育の手法は違う。1対1の家庭教育と集団教育の効果は別のものであり、その違いを明確にしていくことが必要である。

**渡辺委員:**小学校と違い、子ども一人ひとりに寄り添った養護と教育を大事にしてきたのが幼稚



園の特徴である。養護と教育は幼稚園も保育園も一緒であるが、行政が示す「保育」サービスとは別ものである。長時間保育や病児保育など多様なサービスを打ち出しているが、子どもをどこで、どう育てていくか、親のニーズに沿った展開は本来の保育から逸脱している。

**小田委員**：学校教育法 22 条にあるが幼稚園においても保育を大事にしている。どちらか一本化するのではなく、積み上げてきた歴史と両方が果たしてきたことを位置づけることが大事である。

**塩代理**：0 歳児から 2 歳児の姿を見ていると保育士のかかわりは養護側面が強く、5 歳児の姿はダイナミックで家庭では経験できないことに取り組むという教育的側面が強いと感じられる。一方、午睡後のゆったりとした子どもの姿は教育的とは言いがたく、イメージできるのは別案 1 と思われる。

**荒木委員**：発達段階に応じた働きかけと良質な環境を確保することが大事。

**若森委員**：幼保一緒に時間を分けないで育てていくことが大切。幼稚園、保育所の良いところを生かせるシステムにしていくこと。こども指針（仮称）の延長に「子ども基本法（仮称）」を策定することも必要ではないか。

**竹下委員**：保育の中に教育が含まれると認識しており、別案 2 がイメージに近いと思われる。待機児童問題がある中、保護者が幼稚園の預かり保育を利用しなければならない現状がある。幼児教育という言葉が一人歩きしている。預かり保育の時間はオプションで保育料は応益負担となり、保護者のなかで格差や分断される状況が生まれている。機能で分けた場合は、設備基準や資格、ナショナルミニマムの確保は明らかにしてほしい。

**松田委員**：基本制度案要綱で多様なサービスはどう整理されているのかわかりにくい。こども指針（仮称）における幼稚園、保育所、認定こども園以外のサービスが見えにくくなっている。

**藤森委員**：今回の資料を職員にみせたら、発達論が見えないという意見があった。発達は段階ではなく放射線状に広がっていくもの。その連続性が保障されていることが大事。児童の権利条約における意見表明権は年齢によって考慮されるとあるが、今は、何歳からということではなく 0 歳児からあるもの。0 歳児は泣くことで自分の意思を表している。年齢では区切れないということが大事である。

**無藤座長**：ある程度共通となる事項はある。養護と教育の基本的な理念は貫かなければならない。小さい時期と 3 歳で区切れるものではないが、それぞれの時期の専門性を大事にしていきたい。0 歳から養護＋教育はあるが 3 歳以上の集団教育、良質な教育の提供、乳児は基本はオプションである。こども指針（仮称）の構成については次回の検討とさせていただく。

※ ワーキングチームの資料については、内閣府HPに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#youho>

## ◆ 小川会長、御園副会長が丁寧な資料作りと説明を申し入れ◆

### ～こども指針（仮称）ワーキングチームを受けて～

こども指針WT第2回会合では、「3歳未満児には教育がない」、「3歳以上の保育に欠けない子どもには養護が不要」などと取れる記述がある資料が提示され、保育関係者としては極めて不本意な内容の会合となりました。このことについて 16 日（火）に小川会長、御園副会長（全国保育士会会長）が厚生労働省の今里保育課長を訪問し、経緯を尋ねるとともに遺憾の意を伝えました。

今里課長からは、資料は制度面から整理をしたものであるが、表現が丁寧でなく誤解を招いたことについて謝罪がありました。小川会長、御園副会長からは、保育所は今まで子どもの最善の利益の保障を考えながら保育を提供してきており、0歳から就学までの時期を大切に、養護と教育を一体として、継続的に提供する実践を大事にして欲しいこと、今後は丁寧な資料作りと検討をお願いすることを重ねて申し入れました。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第3回)	資料3
平成22年11月16日	

# こども園(仮称)について 考えられる複数案(案)

平成22年11月16日

第3回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 目次

- 【全案共通】 給付システムにより、一体化施設に移行するための財政的なインセンティブを与える。
- 【案1】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- 【案2】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。
- 【案3】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。
- 【案4】 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。
- 【案5】 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

## 全案共通

給付システムにより、一体化施設※に移行するための財政的なインセンティブを与える。

※ この案の前提は、現行の認定こども園と同様、満3歳未満児の受入れを義務付けていない。仮に満3歳未満の子どもの受入れを義務付けた場合には、この案で示すスケジュールとすることは困難。

### <認定こども園>

**幼稚園数：約1万4千箇所**  
(うち預かり保育実施園数：約1万箇所)  
(平成21年5月現在)

**保育所数：約2万3千箇所**  
(平成21年4月現在)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
認定件数	241	180	86	25	532

(平成22年4月1日現在)

※ 現場における子どもや保護者が混乱することがないよう、関係者の十分な理解と納得を得ながら進める必要がある。

案1 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度は、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- ただし、一定期間(10年程度)は、幼稚園及び保育所として存置できる経過措置を講ずる。

#### 【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に対応した多様な選択が認められないことについてどう考えるか。

案2 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」については、幼児教育のみを提供するもの、保育のみを提供するものなど、多様な類型を設ける。現行の幼稚園制度・保育所制度は、法律上平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。但し、個々の施設が幼稚園・保育所の名称を使用することは可能とする。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」については、満3歳以上の子どもに対して標準時間の教育活動のみを提供する類型(幼児教育型)や、満3歳未満の子どもに対して家庭に代わる保育のみを提供する類型(保育型)など、多様な類型を設ける。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度及び保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

#### 【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 学校教育と児童福祉の双方の性格を併せ持つ新たな制度において、幼稚園機能のみ又は保育所機能のみを持つ施設を位置づける(認可を与える)ことは、法制上困難ではないか。また、当該施設が残るのであれば、学校教育法の幼稚園制度及び児童福祉法の保育所制度を廃止する理由がないのではないか。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

案3 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。幼稚園制度・保育所制度は存続する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たし、こども園(仮称)に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

- ・ 現行の学校教育体系と児童福祉体系を総合的に勘案した新たな制度を検討する必要がある。
- ・ 幼稚園機能のみの施設や保育所機能のみの施設など、多様な施設が存在することについてどう考えるか。

**案4 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。幼稚園制度・保育所制度は存続する。**

- 平成25年度に、新システム法上の指定施設として、こども園(仮称)を創設する。
- 現行の幼稚園制度・保育所制度(認可)は、存続する。
- 財政的インセンティブにより、各施設が一体的機能を果たすよう政策的に誘導する。

**【論点】**

- ・ 幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する新たな施設を創設しないことについて、幼保一体化としてどう考えるか。



案5 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。現行の保育所制度は、法律上一定期間後に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。幼稚園については、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

- 平成25年度に、新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とする。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 現行の保育所制度は、平成25年度に、すべて「こども園(仮称)制度」に移行する。ただし、一定期間(10年程度)は、保育所として存置できる経過措置を講ずる。
- 現行の幼稚園については、財政的インセンティブにより、こども園(仮称)制度に移行するよう政策的に誘導する。

【論点】

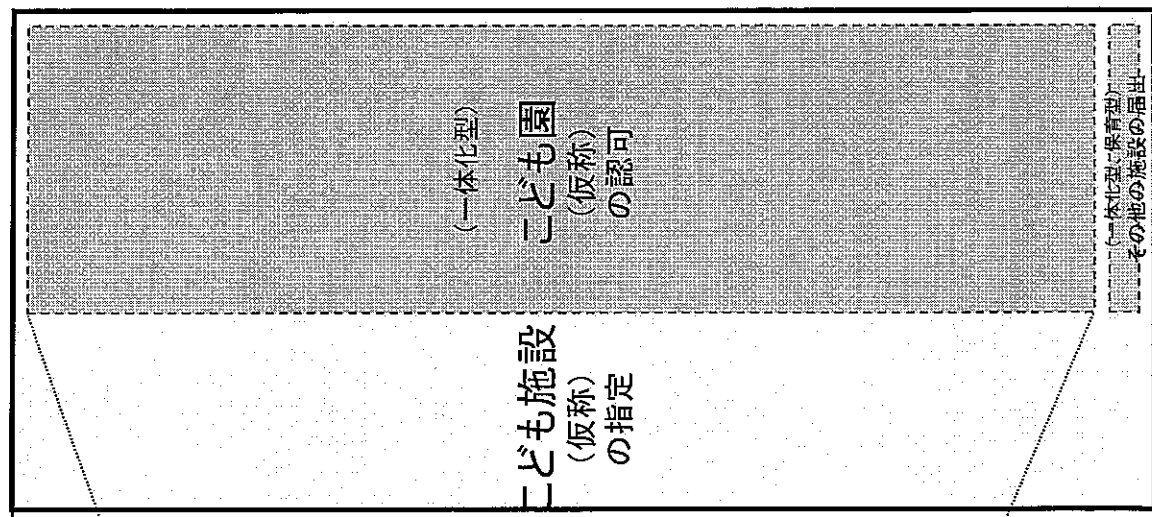
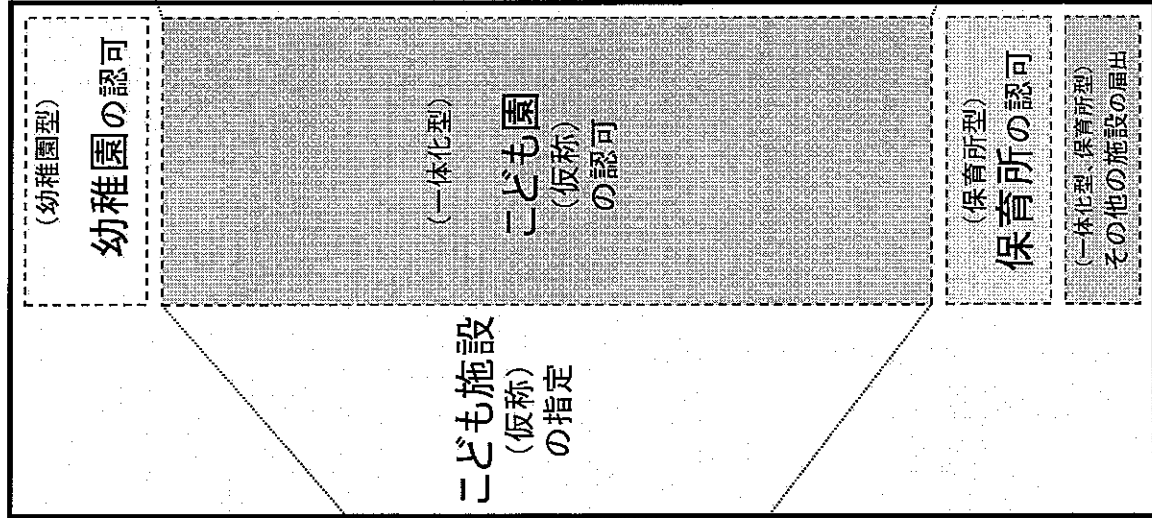
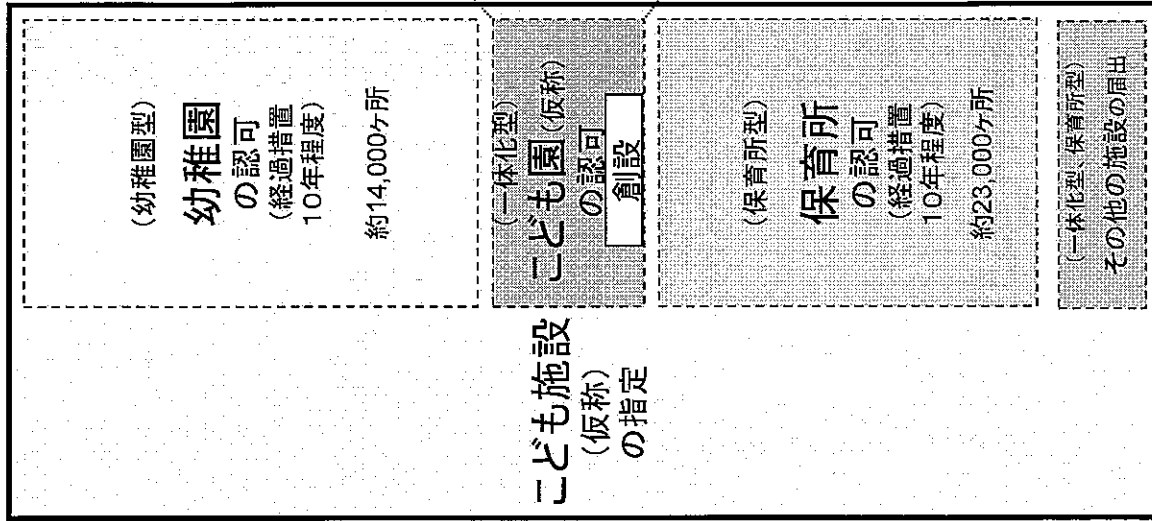
- ・ 保育所制度はこども園制度に移行する一方で、幼稚園制度が残ることについてどう考えるか。
- ・ 幼稚園については、給付体系についても一体化されないこととなり、幼保一体化として不十分ではないか。

# 各案のイメージ図(案1)

平成25年

平成30年

平成35年

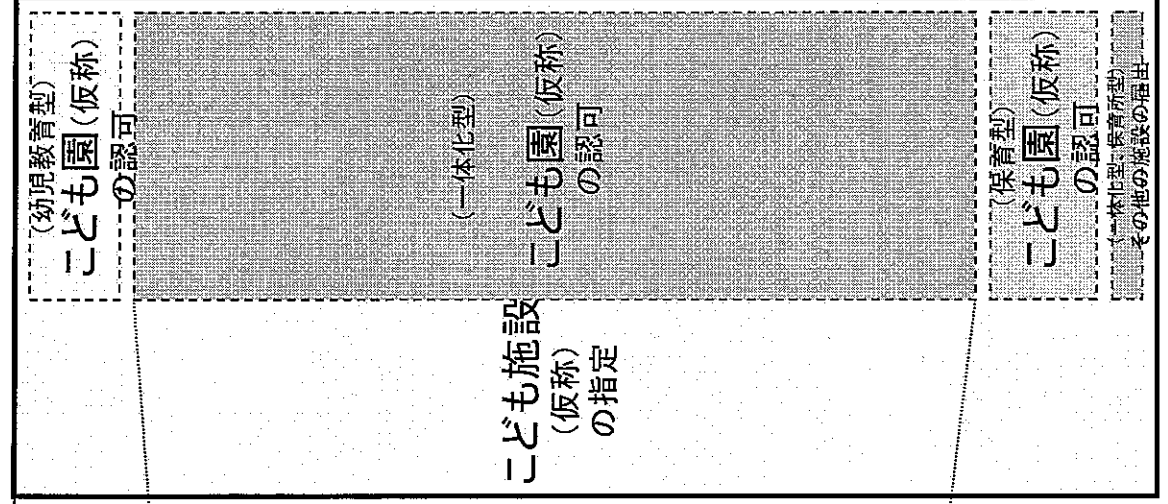
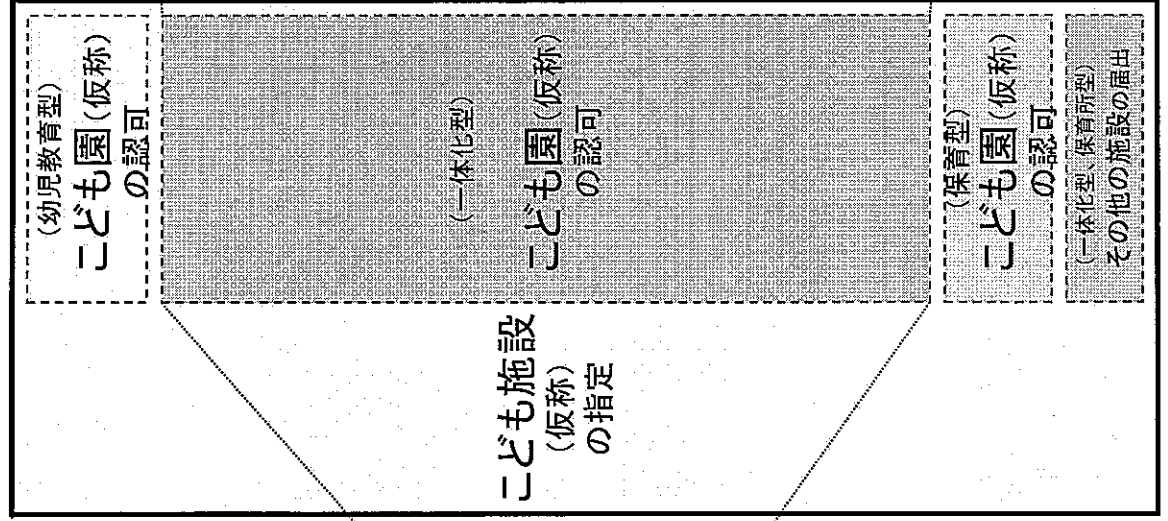
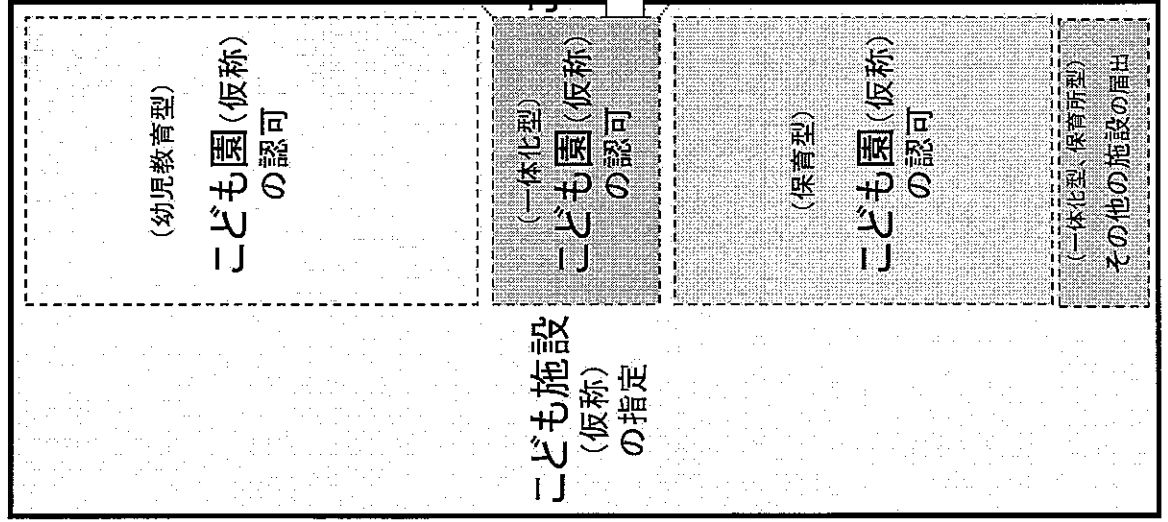


# 各案のイメージ図(案2)

平成25年

平成30年

平成35年

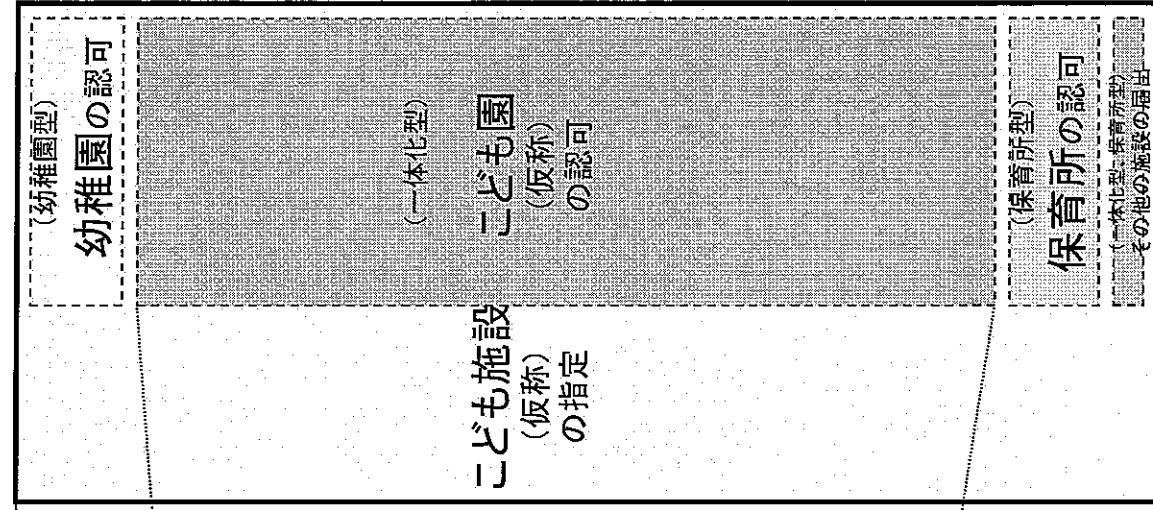
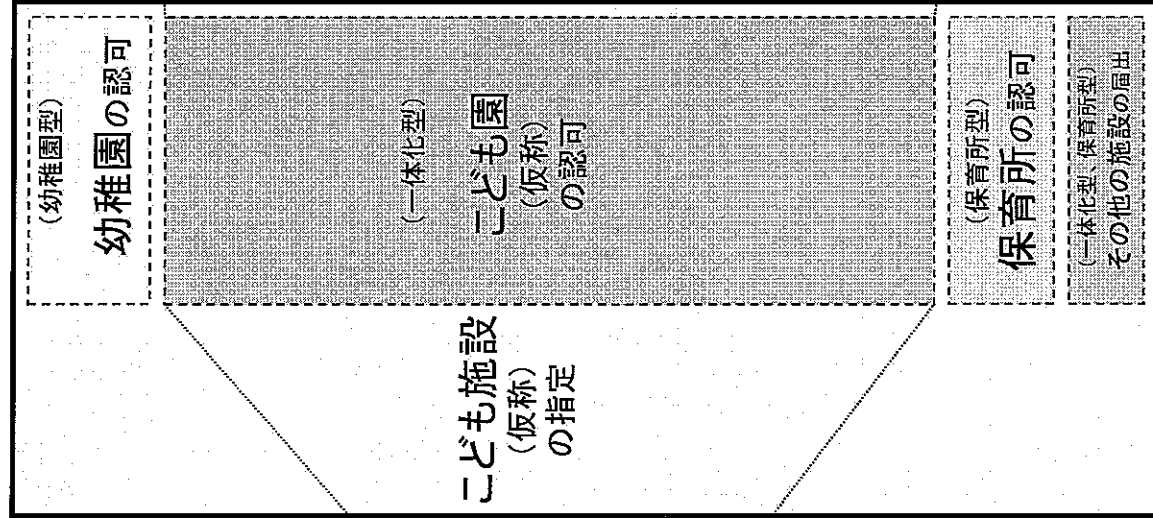
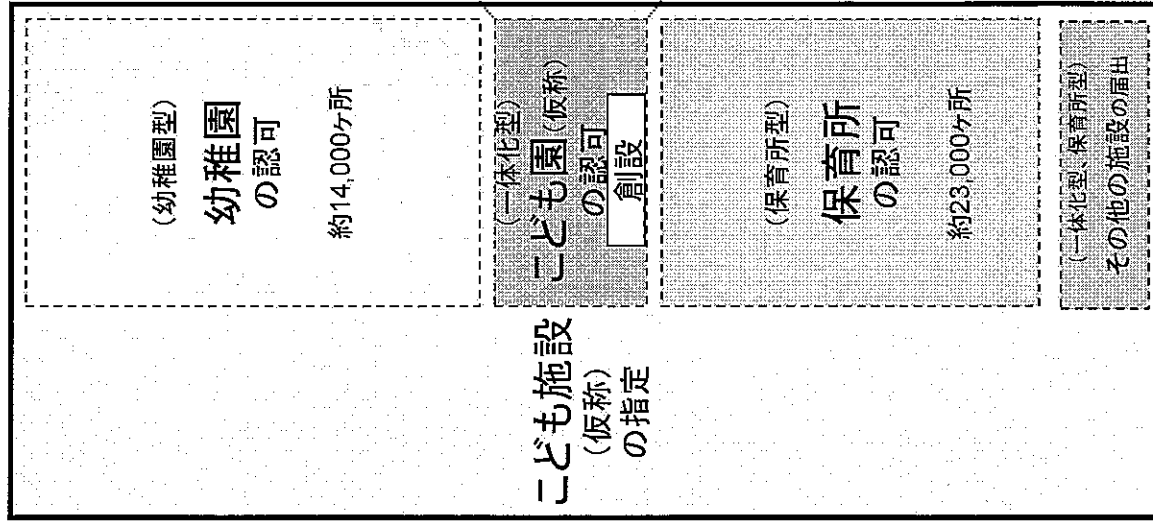


# 各案のイメージ図(案3)

平成25年

平成30年

平成35年

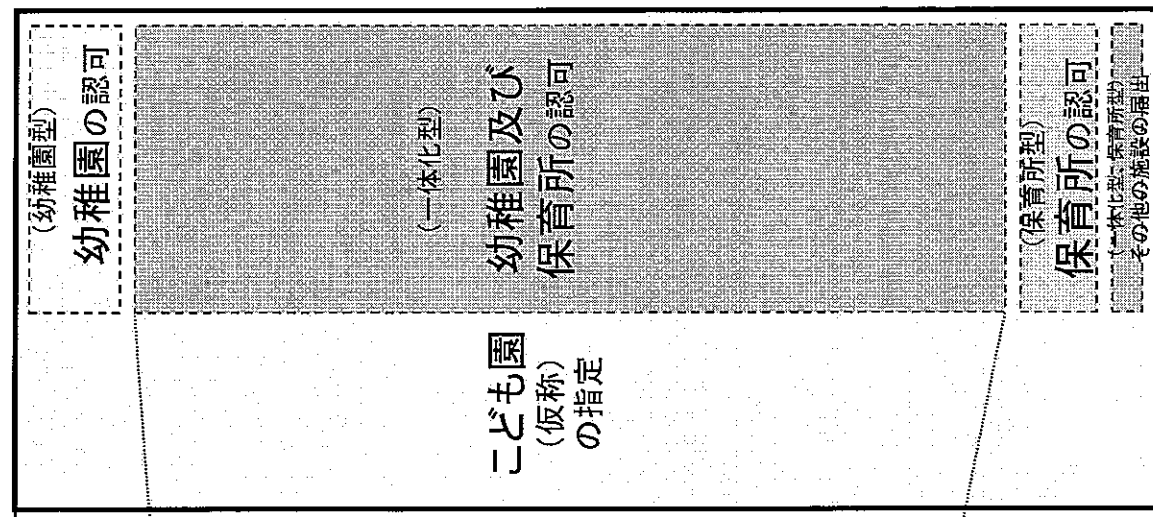
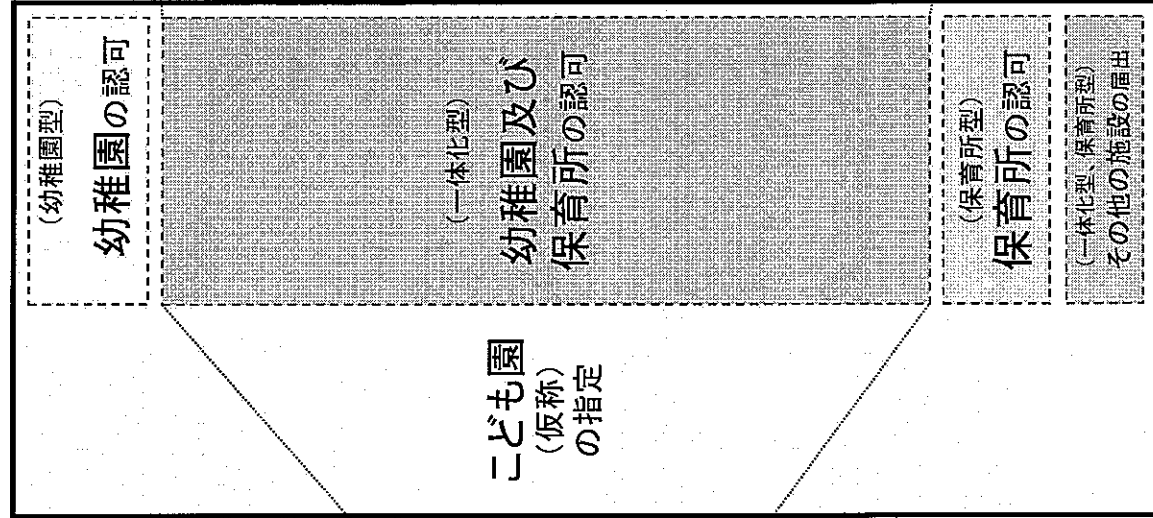
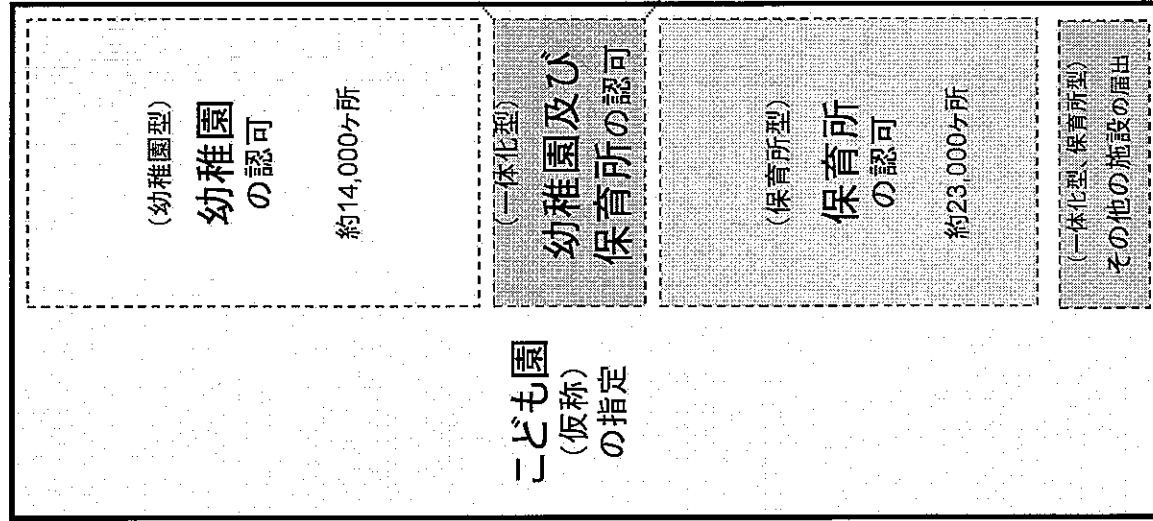


# 各案のイメージ図(案4)

平成25年

平成30年

平成35年

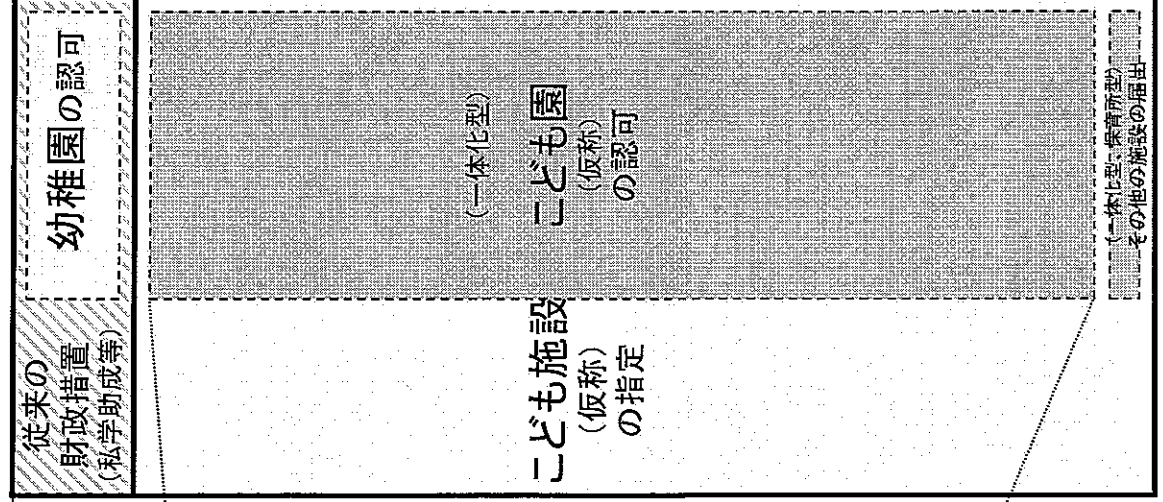
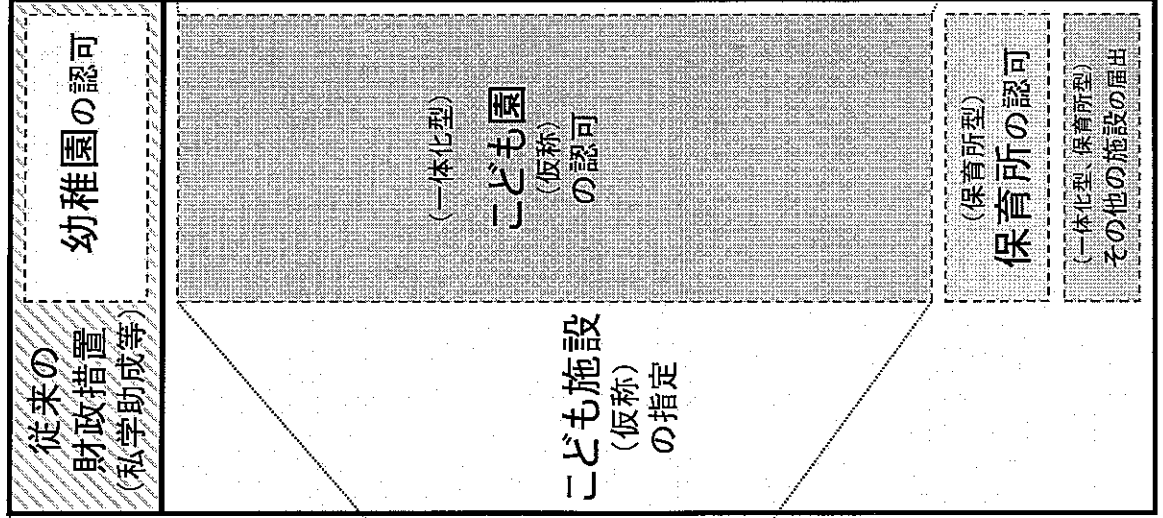
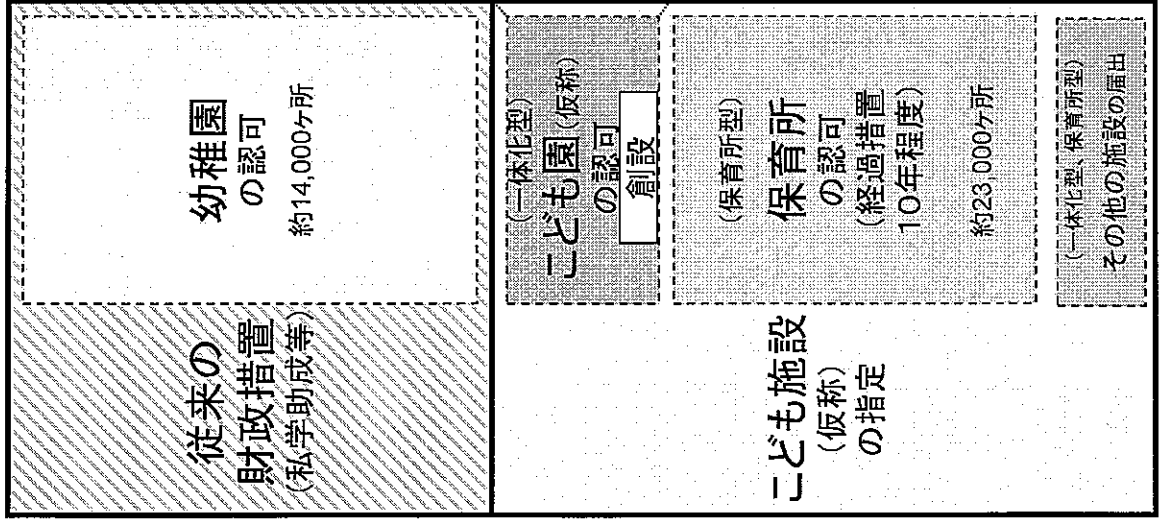


# 各案のイメージ図(案5)

平成25年

平成30年

平成35年





# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 保育所の人員・設備・運営基準の市町村移譲等を要望 ◆

～全国知事会「構造改革特区の共同提案」～

11月15日(月)に全国知事会が47都道府県知事全員の連携で、「構造改革特区の共同提案」(以下、「共同提案」という)を片山地域活性化担当大臣に提出しました。「共同提案」には、保育施策に関しては、保育所の人員・設備・運営基準の移譲や、私立保育所の満3未満児の給食の外部搬入、家庭的保育事業の面積基準や保育士配置基準の移譲等、子どもの育ちを低下させる内容が盛り込まれています(具体的内容は下記参照)。

今後、「共同提案」は構造改革特区推進本部等で検討されることとなりますが、地域主権は民主党政権の政策の一丁目一番地と位置づけられていることから、予断は許さない状況です。仮にこの「共同提案」が通ってしまうと、児童福祉施設基準がないがしろにされ、子ども・子育て新システム検討会議作業グループWT等で検討している中にありながら、「子ども・子育て新システム」で前提としている保育の質の維持・向上と逆行することになります。

全国保育協議会では、現在、各都道府県保協に取り組み状況を伺うアンケートを送付し協力をお願いしているところですが、取りまとめが終わった段階で情報提供させていただきたいと考えています。また、全保協としては、今後も引き続き情報収集をはかるとともに、各都道府県での要望に向けた雛形の作成を行う所存ですので、各都道府県におかれましても、知事や都道府県議会等への働きかけを行っていただきますよう、お願いいたします。

### <特区共同提案事項の概要(抜粋)>

No.	提案の概要	効果	発案県	提案県数
1	保育所の人員・設備・運営基準を「参酌すべき基準」とする 同基準を定める権限、施設の設置認可・指導監督権限を保育の実施主体である市町村に委譲する	待機児童の解消に向け、自治体の創意工夫が可能になる	大阪府	41
2	私立保育所の満3歳に満たない児童への給食の外部搬入を認める (現状)・公立保育所における給食の外部搬入が認められる(平成20年4月)	保育所運営の合理化を図られる	兵庫県	37



	・私立保育所の3歳以上児に対する給食の外部搬入を認める特区が全国展開される(平成22年6月)			
3	家庭的保育事業における面積基準・保育者配置基準を「参酌すべき基準」とする 同基準を定める権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に委譲する <面積基準>専用の部屋を有し、 面積が9.9㎡以上	待機児童が解消される 就労機会が拡大される	大阪府	40

※ なお、「共同提案」の詳細は全国知事会HPをご参照ください。

<http://www.nga.gr.jp/news/2010/post-644.html>

## ◆ 幼保一体化の目的について議論が集中◆

### ～基本制度ワーキングチーム 第5回会合～

11月19日(金)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度」ワーキングチーム(以下「基本制度WT」)第5回会合が開催されました。

基本制度WT第5回会合では、冒頭に11/16に開催された幼保一体化WT第3回会合の協議内容について(資料1、2)、事務局(文科省・濱谷課長)から資料説明があり、その後、幼保一体化WT座長の大日向委員(恵泉女学園大学)および副座長の無藤委員(白梅学園大学)からこれまでの経過について報告がなされました。その中で大日向委員から、①幼保一体化の5つの案を示されたことで議論がしやすくなったこと、②幼保一体化WT第3回会合(11/16)段階では、案2および案5については委員からの支持がなく、現時点では、案3もしくは案4を支持する意見がでていたこと、③5つの案に対して各委員の意見をまとめていただき、今後は具体的なイメージを出しながらそれぞれのメリット・デメリット等について検討していくことを会合で確認したことの報告がありました。また、これまでの会合を経て合意されてきたこととして、多くの委員から出た意見等については、「①親の生活状況によって子どもの生活がわかれていることが問題であり、是正が必要であること、②今の親、子ども、家族が置かれている状況は、非常に多くの困難・矛盾に満ちていて、解決すべき課題が山積していることを直視することから議論を始めるべきである」との報告がありました。そのことから幼保一体化WTが目指すべきものとして、「①親の就労や生活状況に関わらず、すべての子どもを対象に世界に誇れる良質の発達環境を保障することが必要であること。そのためには幼稚園、保育所相互につちかかってきた実践に加えて、幼稚園は養護の充実、保育所は幼児教育の視点をさらに加えた取組みを図ることが重要な課題である。②親の多様なニーズに配慮しつつ、男女があらゆる場面で活躍できる社会の実現に向けた仕組みの構築が必要であること」の2点が示されました。また、幼保一体化WTで出た意見として、『保育』と『教育』は文化が違ふとよく言われるが、この違いが本質的なものであるならば仕方がないが、恐らくそれは制度、社会が生み出したものではないか。制度、社会が生み出したものならば修正は可能である。文化が違ふという発想ではなくて、時間をかけて文化と心をつなげてすべての子どもに共通の姿勢で向かいたい」という意見を報告されました。

その後、事務局(濱谷課長)から①新システムにおける指定制と認可制の関係について(案)(資料3)、②幼保一体給付(仮称)について(案)(資料4)の資料説明がありました。

なお、幼保一体給付(仮称)についての議論は、次回も引き続き行うことになりました。

全保協からは菊池副会長が出席し、「本来の幼保一体化が目指した方向・目的はどこなのかを再確認する必要がある。それがぼやけてしまうと最終的にできあがったものが良いものにならないのではないかと懸念している。それぞれの団体の立場を主張しながらも、誰のための仕組み作りをしようとしているかをもう一度確かめたいうえで、今後の議論を進めていく必要がある。」と意見を述べました。

次回の基本制度WTは、12月6日（月）に開催予定です。

## 議事概要（記録は事務局）

### 1. 幼保一体化の目的について

渡邊委員（全国町村会）：人口の少ない地域では幼稚園がないとの指摘があったが、それは国の政策であることを確認すべきである。保育所は措置で国が面倒をみてきた。

倉田委員（全国市長会）：複数案をだしてくれたことについてはよいと思う。案1、3、4についてのメリット・デメリットや一体化による地域の裁量権、財政的なインセンティブについて、具体的な説明をお願いしたい。

濱谷課長：案1のメリットは、完成形においてはフルパッケージなのでどの園でも同じサービスが受けられる。デメリットは、多様なニーズに対応がむずかしい。

案3については、メリットは地域の実情に応じて多様な選択が可能である。デメリットは、選択施設によりサービスが違う。

案4については、案3であげたメリットが考えられる。デメリットとしては二重行政の課題が残る。

また、地域の裁量権については、新システムで市町村の判断で計画的に決めていくので、裁量権があるが、施設類型の視点から考えると案①ではあまりない。また、案3、4は、類型があるので裁量権があるのではないかと思う。インセンティブについては、給付体系を一体化すること自体もインセンティブのひとつではないか。

坂崎委員（日本保育協会）：議論が拙速である。日本保育協会では、11月に行われた全国大会で新システムに対する決議書をだした。5つの案については今後議論するので、考える時間をいただきたい。また資料に書かれている用語では分かりにくく、一般の方が誤解してしまうのではないか。また、用語の統一をしないと今後の議論に行き違いが生じるのではないか。幼保一体化をするのならまず用語の統一から始めるべき。

インセンティブについての質問だが、個人給付および受給権の考え方を示されているが、どのようなやり方にするのか。また、3歳未満児の問題についても手厚い保護ができる仕組みを考えていただきたい。

末松副大臣：用語の統一については、私も気になっている。

濱谷課長：インセンティブについては、基本は坂崎委員の言うとおりの相互乗り入れがしやすくなるが、それ以外のインセンティブについては今後の課題。未満児については、幼稚園における対応を検討しなければならない。3歳以上の応諾義務についてすべての施設で対応できるか議論が必要ではないか。用語の統一については、こども指針WTで議論する場と考えている。

末松副大臣：用語の統一については、今後検討させる。

香取政策統括官：インセンティブの関係で、案2、3、4はともに多様な類型を認めるスタンスをとっている。またそれぞれの違いは、案2では法制的に認可は一つの法体系で行う。その中に3つの類型をつくる。案3は3つの方の下に認可の仕組みを位置づける。案4は現行の法律を残しそれぞれの認可を受けるとし、新しい認可に関する法を作らない。いずれにしても一体化型の「こども園（仮称）」を増やしていく。3歳未満児については、応諾義務を課さない。できるところが実施し、支援の方法については別途検討する。

高尾委員（日本経済団体連合会）：希望するすべての子どもに保障するという目的を忘れてはいけない。現行制度にこだわらず従来の考え方を変えないと改革ではない。5案いずれも未満児の応諾義務を義務付けないというのでは何も変わらないし、国民の理解も得られない。インセンティブの話ではなく、ニーズを中心に話をすべき。

濱谷課長：未満児を応諾義務つけしたら、このスケジュールでは難しい。幼稚園には未満児のノウハウがない。また、調理室等の設備投資をすべての園で行うのは、経営体質上も難しいのではないか。未満児の待機児童の問題の解決は、幼稚園だけでなく多様なサービスで対応することが現実的ではないか。

無藤委員（白梅学園大学）：一律に義務づけしても現実的にニーズがないところがあるので、市町

村の計画の判断でよいのではないか。

山口委員（日本こども育成協議会・JPホールディングス）：インセンティブの件だが、財政面ではなく、相互乗り入れができることがインセンティブとする話だったが、保育所側のインセンティブは働かないのではないか。案1では、多様なニーズに対応できないと論点に書いてあるが、そもそもこども園は、いろいろなニーズに対応したものでなかったのか。

奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）：幼保一体化の目的のところ、3つ目に「家庭や地域の教育力・子育て力の低下」を先に書かれると親の力がなくなると思われる。さらに保護者の多様なニーズと続くと批判が来るのではないか。社会の構造的変化によるといった内容を入れるなど表現を変えてほしい。また、P. 8の3つ目の「男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指す」ことは大事だが、制限なく働くことができる環境を目指すとして書いていただくとよい。一方で、子どもと豊かに過ごす時間も大事であることなど、働き方の問題も整理する必要があるのではないか。

5案については、案4は既存制度と変わらないと思う。案3を拡充していくべき。

宮島委員（日本テレビ放送網）：「保育」と「教育」の用語の使い方について、わからないことが多い。案4については、今までの認定こども園との違いがわからない。事業体保護ととられてもおかしくないのでは。

中島委員（日本労働組合総連合会）：インセンティブのあり方については、枠組みの話。機能・役割など、こども園のイメージを作っていくことが必要。地域のニーズは様々であり、選択できる多様な形態があってもよいのではないか。その配置計画は市町村の裁量となるが、基本機能としての福祉的機能は必要である。逆選択を起こらないようにすべき。

濱谷課長：新システムの中では、市町村単位で考えていくのが基本である。こども園については福祉的機能をベースとする。案1以外は多様な類型がある。

佐藤代理（日本商工会議所）：幼保一体化の目的のところだけ意見を申し上げたい。待機児童の8割が未満児であり、財源の充実など効果的な仕組みを検討していただきたい。

渡邊委員：案1については、主旨が徹底されていると思う。案2から4は、認定こども園の位置づけはどうなるのか。移行するために政策的に誘導するという文言があるが、法的な位置づけもそこに付加されるのか。また、案3と案4の違いは何か。

濱谷課長：認定こども園については、いずれの案においても発展的に吸収されていくイメージを持っている。

香取政策統括官：案3のこども園が、現行の認定こども園に相当するもので一体化へのハードルは低い。

小宮山副大臣：二重行政の解消にもつながる。

秋田委員（東京大学大学院）：認定こども園の関係で、地方裁量型のこども園がでてくると質を高めることに逆行する恐れがある。基準を作る際に一定の水準を明確にしてほしい。施設整備費と認可がどう整理されるか。個人給付の中で落ちないように働きかけてほしい。機能の問題だけではなく、子どもの物的な環境を担保してほしい。

菊池委員（全保協）：本来目指した方向はどこなのか。もう一度、原点に立った検討をすべきである。ここでいうインセンティブは、財政論ではなく本来の目的にそったものにしてほしい。改革の際に、立場の主張だけではいけない、誰のための仕組み作りをしているのか、ということを考えていかなければいけないと思っている。制度は人が作るのであれば、可能かどうかにかんじて思える。今ニーズがなくても人の移動などによりニーズは変化していく。それをふまえた備えを作るべきである。

## 2. 指定制と認可制について

坂崎委員：需給バランスが取れているところの配慮もしてほしい。

佐藤代理：ニーズがあっても、市町村の計画で低く抑えられてしまうと指定を受けられない恐れがあるが、市長村の計画策定の基準は設けるのか。認可と届け出の違いがわからない。同じ水準なのに認可と認可外が違ったらサービスが違ってしまうように見えてしまう。

香取政策統括官：市町村のニーズ調査により基本的にはサービス総量をカバーする計画を策定していただく。上乗せ・横出しについては市町村の判断で、新システムで規制は考えていない。

認可を受けたところも届け出をして指定を受ける。新システム上は、指定に一本化する。

山口委員：新規参入の際の財政的支援はあるのか。

香取政策統括官：仕組み上、施設整備は給付の中で手当てすることは可能。運営主体によって給付を変えることはない。

### 3. 幼保一体化給付(仮称)について

駒村委員：契約方法では逆選択とならないように、応諾義務や公的契約が担保される仕組み等、セーフティネットをきちんと準備しておく必要がある。利用者負担については、公定価格を前提に、質を担保する仕組みとルールが必要。上乘せ価格については、応能負担と応益負担の違いの整理と一定のルールを明確にする必要がある。

北条委員：子どもの最善の利益を守り、子育てを行う第一義的な責任は保護者にある。子どもの利益と親の都合が相反した場合は、子どもの利益が優先されることと親の責任を明確にすべき。

幼児教育は、小・中学校やその後の教育につながるものであることに配慮していただきたい。

本来、人作りに対する国家戦略があり、それにより制度が作られるべき。また、今回の制度案では、多数を占める専業主婦層への配慮に欠け、国民に対する公平の原則に反している。

中島委員：利用者負担は、応能を原則とすべきだが、所得情報は市町村が持っているので工夫が必要。直接契約は誰が契約するのか、社会資源を使いこなすのが難しい人々に対しては誰がフォローするのか。市町村の関わりを議論すべきである。

大日向座長：親や家族に子育ての第一義的責任があってもポリシーメイキングし、社会で支えるという視点が必要である。

末松副大臣：幼保一体給付(仮称)の議論は次回も引き続き検討したい。

小宮山副大臣：イメージをもっていただけたと思う。今後も可能な限りコミュニケーションをとりたいと思っている。立場を超えて、みんなで一緒に作っていきたい。

## ◆ 保育所長集中講座を開催します ◆

～「保育所長・リーダー研修会(仮称)」の詳細決定～

全保協では、平成21年5月に『保育所長の研修体系』をまとめ、保育所長が備えるべき資質とそのための学習領域や具体的な研修内容を示しました。このたび『保育所長の研修体系』にもとづき、保育所長の資質向上を図ることを目的とし、『保育所長集中講座』を下記のとおり開催いたします。

※ 開催要綱は「会報 ぜんほきょう」平成23年1月号に同封いたします。

1. 日 時：平成23年3月7日(月)～9日(水)
2. 場 所：「パシフィコ横浜 アネックスホール」
3. 対 象：保育所長または保育所長に準ずる者
4. 参加費： 会 員 14,000 円  
非会員 19,000 円
5. 定 員：500名
6. プログラム(予定)
  - 【3月7日(月)】
    - 13:00～13:20 開会式(あいさつ、オリエンテーション)
    - 13:20～14:50 『今日の保育所長に求められるもの ～リーダーシップなど～』  
講師：石井 哲夫 氏 (子どもの生活研究所 所長)
    - 15:10～16:40 『社会福祉法人の役割と責務 ～子ども・子育て新システムに向けて～』  
講師：宮崎 民雄 氏 (憐エイデル研究所 所長)
  - 【3月8日(火)】
    - 9:00～10:30 『保育所運営とリスクマネジメント』  
講師：関川 芳孝 氏 (大阪府立大学教授)

- 10:50～12:20 『保育所における健康及び安全 ～配慮が必要な子どもへの対応等～』  
講師：遠藤 郁夫 氏（浜町小児科医院医師）
- 13:20～14:50 『保育の評価と公表』  
講師：天野 珠路 氏（日本女子体育大学准教授）
- 15:10～16:40 『課題を抱える保護者への対応 ～保護者支援の理解と実践～』  
講師：大嶋 恭二 氏（共立女子大学教授）
- 【3月9日(水)】
- 9:00～10:30 『地域の子育て支援のニーズの把握と多様なサービス』  
講師：金子 恵美 氏（日本社会事業大学准教授）
- 10:50～12:20 『子ども・子育て新システムを考える ～制度・施策の理解と提言～』  
講師：全国保育協議会

## 神奈川県保育会

---

差出人: "今井遊子" <imai-yuko@shakyo.or.jp>  
宛先: <Undisclosed-Recipient;>  
送信日時: 2010年11月29日 20:47  
添付: 岡崎大臣レター.doc; 資料1概要.ppt; 資料2基本構想本体.doc; 参考待機児童解消前倒し特命チームの設置について.doc; 事務連絡(待機児童ゼロ特命).jtd  
件名: Fw: 【情報提供】待機児童ゼロ特命チーム「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」について  
各位

いつもお世話になっております。

本日、「第4回待機児童ゼロ特命チーム」が開催され、添付の基本構想「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」が取りまとめられ、岡崎大臣から菅総理に報告されたそうです。

内閣府及び厚生労働省から各地方自治体に送付した資料を入手しましたので、解説については、次回発行する全保協ニュースでさせていただくことを予定していますが、取り急ぎ資料のみご参考までにお送りいたします。

なお、詳細な制度設計は、今後詰めることになるとのことです。

### 【添付資料】

- ・岡崎大臣からのお知らせ(内閣府事務連絡)
  - ・「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プログラム」(概要)
  - ・「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プログラム」
  - ・(参考資料)「『待機児童ゼロ特命チーム』の設置について」(特命チームの設置紙)
- ・厚生労働省事務連絡

\*☆。.:\*.o。.:\*:.°★°'.\*:..o。.:\*.  
 全社協・児童福祉部 今井遊子  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2  
 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
 URL: <http://www.zenhokyo.gr.jp>  
 ☆。.:\*.o。.:\*:.°★°'.\*:..o。.:\*.\*

平成 22 年 11 月 29 日

都道府県知事 殿  
政令指定都市市長 殿  
中核市市長 殿

### 待機児童ゼロ特命チーム

#### 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」 の取りまとめについて（連絡）

平素より、子ども・子育て支援について、積極的な取組をいただいておりますことに敬意を表します。

さて、本日、待機児童ゼロ特命チームにおいて、別添のとおり「国と自治体が一体で取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、菅総理に報告をいたしました。

本プロジェクトでは、潜在的な保育ニーズを考慮しながら、積極的に待機児童ゼロに向けて取り組む自治体と協力しながら進めて参りたいと考えております。

なお、プロジェクトの詳細については、内容が固まり次第お示しいたします。

引き続き、待機児童解消に向けて、ご尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、本件について、管下の市区町村にもご連絡賜りますよう、お願いいたします。

#### 〔ご参考〕

○待機児童ゼロ特命チーム ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/taikijidou/>

待機児童ゼロ特命チーム主査  
内閣府特命担当大臣（少子化担当）  
岡崎トミ子

本件連絡先 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）付 中村、平田、水之浦  
電話：03-3581-9721

## 「待機児童ゼロ特命チーム」の設置について

### 1. 特命チーム設置の趣旨

○待機児童数は、近年増加傾向にあり、過去最高の水準に近付いている。

※待機児童数 <H20.4> 19,550人 ⇒ <H21.4> 25,384人 ⇒ <H22.4> 26,275人

待機児童解消を一刻も早く実現することは、雇用の創出において有効であるとともに、子育て世代の育児と就労支援や少子化対策の推進の観点から重要性が高い。

○このため、待機児童解消を目指す『子ども・子育て新システム』の前倒し実施について、スピード感を持って検討するため、官邸主導による「特命チーム」を設置する。

### 2. 検討項目

○平成22年1月に閣議決定した『子ども・子育てビジョン』に基づき、平成25年度に導入を予定している『子ども・子育て新システム』について、平成23年度からの前倒し実施を検討する。

※「子ども・子育て新システム」の概要

①待機児童解消、仕事と生活の両立支援を実現し、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

②給付面では、ニーズに応じた多様な給付を保障する。利用者本位のサービスの包括的・一元的提供（幼保一体化、多様な給付の提供）と基礎自治体による自由な給付設計を実現する。

### 3. 今後のスケジュール

○11月中旬までに前倒し実施の基本構想をとりまとめ、平成23年度予算等に反映する。



待機児童ゼロ特命チームメンバー

主査: 岡崎トミ子内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)

副主査: 末松義規内閣府副大臣

// : 小宮山洋子厚生労働副大臣

// : 林久美子文部科学大臣政務官

// : 寺田学内閣総理大臣補佐官

// : 泉健太民主党子ども・男女共同参画調査会事務局長

顧問: 玄葉光一郎国家戦略担当大臣、民主党政策調査会長

事務局長: 村木厚子内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

事務局: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

勝浦内閣官房専門調査員

## 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト

### 1 保育所待機児童の現状

待機児童数は3年連続で増加し、平成22年4月1日現在26,275人となっている。そのうち、低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約82%を占める。

#### 待機児童数

〈平成20年〉19,550人

〈平成21年〉25,384人

〈平成22年〉26,275人 ※各年とも4月1日現在

※ 待機児童とは、保育所に入所申込をしており、入所要件に該当するが、保育所に入所できない児童。ただし、自治体における単独施策による保育サービス（東京都の認証保育所等）に入所している児童を除く。

一方、「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合（平成22年4月）」は、23%（4人に1人）となっている。

### 2 待機児童解消を阻む「壁」

#### ①制度のしぼり

現在、公的な保育サービスは土地や施設を備えた認可保育所により行うことを原則として、当該保育サービスに係る公的補助に様々なルールを設けているため、地域の実情に応じた柔軟な対応が難しい状況にある。

#### ②安定した恒久財源がない

従来、子ども・子育て支援対策は事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれ、また、一気に保育サービス量を増やそうとしても財源が十分ではない状況にあった。現在、一時的な財源として安心こども基金を積んでいるところであるが、この基金は平成23年度末で終了になり、安定した恒久財源がない状況にある。

#### ③場所の不足・人材の不足

待機児童50人以上の特定市区町村（101市区町村）で待機児童総数の約83%、その中でも上位20市区で総数の約43%を占めており、局地的に待機児童が集中しているが、そのような待機児童の多い都市部を中心に、保育サービスを提供するための場所の確保が困難な状況にある。

また、地域によっては保育サービスを支える人材を十分に確保できない状況にある。

### 3 なぜ、今までは待機児童解消ができなかったのか？（行政の隘路）

待機児童解消を阻む「壁」が突破できなかった背景には、行政における5つの隘路の存在がある。

#### ①横並び意識

保育サービスの提供は、行政に課せられた重要な責務であることから、全国一律の制度であることが、疑う余地のない大前提として考えられてきた。

#### ②財政支援の既成概念

その解消が喫緊の課題である待機児童が集中する都市部は地方交付税の不交付団体が多いが、これまで、不交付団体はすべて財政に余裕のある自治体であって、保育サービスの提供にかかる支援を上乗せする必要性は低いとみなされてきた。

#### ③職員の確保と育成は現場まかせ

保育サービスを担う職員の確保と育成は、それらのノウハウのない自治体にとっては事務的な負担が大きく、国からの経済的な支援だけを受けても、十分な対応をとることが困難な状況である。

#### ④既存ルールへのこだわり

公的な保育サービスは土地や施設を備えた認可保育所により行うことを原則とするなどの既存のルールに対するこだわりを捨てることができなかった。

#### ⑤「制度外」への偏見

認可外保育施設は国の財政支援を行うには認可を受けることが基本であり、その理由として認可保育所よりも保育サービスの質が悪いという偏見があった。

#### 4 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の基本姿勢

3歳未満児に関する潜在的な保育需要は、平成29年度には44%に達すると見込まれる。このため、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）では、女性の就業率が今後上昇することを勘案して、現在23%（4人に1人）である「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」を平成26年度には35%（3人に1人）とすることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、現在、「子ども・子育て新システム」（以下「新システム」という。）について、社会全体（国・地方・事業者・個人）の費用負担による財源の確保を前提としつつ、内容の検討を進めており、平成25年度からの実施を目指しているところである。

しかし、待機児童の解消に向けた取組は喫緊の課題であることから、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（以下、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」）では、待機児童ゼロ特命チームで2回にわたって実施したヒアリング等により、待機児童解消に最前線で取り組む自治体の「知恵」を吸収し、以下の基本姿勢により、新システムのうちすぐに実施が可能な手段を使い、平成23年度からの前倒し実施を図る。

##### ①モデル実施

全国自治体に横断的な制度として、平成25年度から新システムが導入の予定である。しかし、待機児童を多く抱える自治体にとっては、新システムを待たずに、できるところから前倒しして取組みを進めていくことが必要となっている。このことから、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」では、待機児童が多く、潜在的な保育需要を先取りしながら待機児童解消に意欲的に取り組む自治体を対象に実施する。

##### ②待機児童が多い都市部もカバー

交付税不交付団体には待機児童が集中する地域が多いことから、保育サービス量を速やかに増やすため、上乘せの財政支援を行う。

例)

##### ○都市部もカバーした整備費の上乗せ支援

保育所整備費用等についての国の補助率は通常1/2であるところ、待機児童の多い自治体については2/3に嵩上げしているが、これまで、地方交付税不交付団体は、補助率嵩上げの対象外だった。

今回これを見直して、極めて富裕な団体を除いて嵩上げの対象を拡大することで、都市部も含めて、賃貸物件による保育所分園等の設置を促進する。

③共通部分は国と自治体共同で

保育を支える人材への研修内容は、サービス提供主体間で共通化が可能な部分が多いことから、国と自治体が共同して研修プログラムを開発し、各自治体に提供する。

例)

○保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育

保育士資格を取得しながら保育所等で就労していない方などに対する研修事業実施に広がりが見られないことに鑑み、国と自治体が共同で、保育士資格保有者の再就職支援のための効果的な研修プログラムの作成、モデル的な研修及び相談会等を行い、今後研修を実施する自治体の支援を図り、潜在的な人材の掘り起こしや再教育の強化を図る。

④保育ニーズの変動に柔軟に対応

都市部では保育を行うための土地が不足しているが、そういった地域での保育サービスの提供が速やかに進むよう、賃貸物件の活用を促す。

また、待機児童の8割を占める3歳未満児を対象とする保育サービスの拡充を図るため、認可保育所以外の保育サービス提供形態である家庭的保育についても拡充を図る。

例)

○保育所整備のための土地の借り上げ支援

新たに、土地を賃借しての保育所整備に対し、土地借料補助を行う。これにより、大都市部等の用地取得が困難な地域を中心に保育所整備を促進する。

○自宅以外での家庭的保育の拡充

家庭的保育事業については、家庭的保育者（保育ママ）が単独で自身の居宅等において、少数の児童（3～5人）の保育を実施している。

新たに、複数の家庭的保育者（保育ママ）による同一の場所での保育を実施する（最大3ユニット・利用児童数9人まで）、従来とは異なる形態での家庭的保育の拡充を図る。

⑤質が良ければ認可以外にも

認可外保育施設でも認可保育所の最低基準を満たす保育所には公的な支援を行う。

例)

○質を確保した認可外保育施設への公費助成

新システムでの指定制の導入を見据え、新たに、認可保育所の最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を「先取り」で公費助成の対象とし、保育サービスの供給量の拡大につなげる。

## 5 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の進め方

### (1) 「待機児童ゼロ計画」の策定

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に参加する自治体において、待機児童解消を目標とした「待機児童ゼロ計画」を策定する。

この計画の策定に当たっては、足下の待機児童の数に基づく整備目標を設定するのではなく、潜在的な保育需要を考慮した目標設定とする。すなわち、『後追い』発想（待機児童がいるから保育所を整備する発想）から、『先取り』発想（潜在的な保育需要を考慮して待機児童解消を積極的に図る発想）への転換を図り、目標を定めることとする。

### (2) 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の進め方と効果

平成 23 年度では、『先取り』の発想をし、待機児童解消に先進的に取り組む自治体を対象にモデル的に実施し、約 3.5 万人分の保育サービスの供給増を促進する。これにより、保育サービス従事者約 1 万人の雇用創出が期待されるとともに、保育サービスの利用により最大で約 3.5 万人が就労可能になる。このためには、約 200 億円が必要となると見込まれる。

平成 24 年度では、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大する。

平成 25 年度からは、全国の自治体を対象とする新システムが導入される予定だが、「待機児童解消『先取り』プロジェクト」における取組の結果、高い効果が得られ、かつ他の地域においても同様の効果が期待できるものについては、全国展開を検討する。

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」及び新システムを実施することにより、保育サービスの質と量を確保しつつ、成長への貢献が可能となる。

## 6 待機児童解消『先取り』プロジェクト」で実施する具体的施策

### (1) 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保

家庭的保育の拡充や、最低基準を満たす認可外保育サービスへの支援などにより、保育サービス量を確保する。

### ①家庭的保育の拡充

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施（4④の再掲）
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等  
家庭的保育を実施する際の改修費等についての国の補助率は通常1/2であるところ、待機児童の多い自治体については2/3に嵩上げしているが、これまで、地方交付税不交付団体は、補助率嵩上げの対象外だった。  
今回これを見直して、極めて富裕な団体を除いて嵩上げの対象を拡大することで、都市部も含めて、家庭的保育の拡充を図る。

### ②認定こども園の普及促進等

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ  
幼保連携型認定こども園の定員について、集団教育の重要性に配慮しながら、保育所の小規模特例にならない、待機児童が多いなど、一定の要件を満たす地域については、20人以上に引き下げる。
- ・幼稚園での預かり保育の拡充  
幼稚園での預かり保育に対する補助基準の緩和等により地域のニーズに応じた預かり保育日数・時間数の増を目指す。

### ③最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

- ・認可保育所の最低基準を満たした認可外保育施設に対する運営支援（4⑤の再掲）
- ・雇用者が利用者の半数に満たない事業所内保育施設も一部助成対象とすることなど事業所内保育施設の運営費補助の拡充を図る。

## （2）「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用により、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応する。

### ①保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保

- ・賃貸物件の活用（待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和）（4②の再掲）
- ・既存のビルの空きスペース等の活用（認可保育所の屋外階段設置基準の緩和）

現在国会で審議されている地域主権改革推進整備法案により措置の予定。〔法律改正事項〕

- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（６（１）①の再掲）

#### ②保育所整備等のための土地の確保

- ・土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く（４④の再掲）
- ・公園用地の活用

自治体による先進的な取組として、区立公園の区域変更によって都市公園を活用している事例等を、自治体に向けて情報提供する。

#### （３）「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保する。

##### ①短時間勤務保育士を活用したローテーション

短時間勤務保育士の活用はすでに認められていることを地方自治体に周知を図る。

##### ②保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育（４③の再掲）

##### ③保育労務環境改善に向けた取組

保育従事者の継続的な雇用の確保や保育従事者の質の確保を図るため「業務改善マニュアル」を作成し、保育所等における労務環境の改善に役立ててもらふことで、人材確保を側面的に支援する。

##### ④保育サービスにおける事故事例集の作成とオープンソース化

ベビーシッター・病児保育・一時預かり等における事故事例等を体系的に整理し多様な保育サービスを充実するため、その事故事例を収集・分析し、未然防止のための解決策を築き、オープンソースとして広く普及することで、保育従事者向けの研修や保育現場の人材育成等に役立てる。



## 7 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」及び「新システムの構築」の成長への貢献

すべての子どもに良質な生育環境を保障する「待機児童解消『先取り』プロジェクト」及び新システムの実施により、保育サービスの質と量を確保し、待機児童解消を一刻も早く実現することは、仕事と子育てを両立したいという人たちの希望を実現させるだけではなく、雇用の創出において有効であるとともに、子育て世代の育児と就労支援や少子化に歯止めをかけるという効果も見込まれる。

### ①待機児童の解消

「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」について、平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たせば待機児童がゼロになることを踏まえ、平成26年度に35%（3人に1人）を目指す。（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定））

### ②雇用の拡大

待機児童解消を図ることで、子育てサービス従事者を約16万人以上増（2017年度）、子育て期の女性の就労促進による労働力の増として、2020年までに25～44歳の女性就業率73%（2009年現在66.0%）を目指す。（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））

また、長期的には、少子化に歯止めをかけることで、将来の経済社会の担い手増を目指す。

### ③所得の増加

待機児童解消により、出産・子育てを経ても女性が就業継続できるようになるなどにより、そうした女性の収入増が2020年度で約3.3兆円以上、また、保育サービス従事者の増加による所得増が2017年度で約0.5兆円以上となることを目指す。（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））

### ④子どもが必要とするサービスの提供とニュービジネス創出

保育サービスを必要とするすべての子どもに、質の確保された保育サービスを提供することを目指す。

また、上記の保育サービスを提供できるよう、多様な形態による保育サービスの参入促進を図るとともに、保育を担う人材の質を高めるための研修を実施すること等により、ニュービジネスの創出を目指す。

# 国と自治体が一体的に取り組む 待機児童解消「先取り」プロジェクト

(概要)

## 待機児童の現状

- 3年連続で増加（平成22年4月1日現在で待機児童総数は26,275人）
- 「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」は23%（4人に1人）〔平成22年4月1日現在〕

制度のシバリ 財源の不足 場所の不足 人材の不足

壁を突破できない！

なぜ、今までは待機児童解消ができてなかったのか？（行政の隘路）

横並び意識  
全国一律の制度で  
なければならぬ

財政支援の既成概念  
財政に余裕のある自治体には  
上乗せ支援なし

職員の確保と育成  
は現場まかせ  
お金を出せば  
自治体がやるはず

既存ルールへの  
こだわり  
保育は土地・施設を備えた  
認可保育所の仕事

「制度外」への偏見  
認可外保育所は  
全て質が悪い

自治体の【知恵】を吸収

待機児童解消「先取り」プロジェクト

モデル実施  
待機児童が多く「先取り」  
発想で意欲的に取り組む  
自治体から実施

待機児童が多い  
都市部もカバ  
ー上乗せ支援の  
対象自治体を拡大

共通部分は  
国と自治体共同で  
保育人材への研修プログ  
ラムの開発と提供

保育ニーズの変動に  
柔軟に対応  
賃貸物件の活用や  
施設不要の家庭的保育の拡充

質が良ければ  
認可以外にも  
認可外保育所でも最低基準  
を満たす保育所には支援

子ども子育て新システム

効果が高く、他の地域への応用が期待できるものは全国展開

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」で何がかわるのか？

## 都市部もカバードした整備費の上乗せ支援

待機児童の多い自治体が行う保育所整備費用等については補助率嵩上げ  
 ※ 通常1/2 → 嵩上げ後2/3

## 待機児童が多い都市部もカバー

補助率嵩上げ要件の緩和を図り、賃貸物件による保育所分園等の設置を促進する

## 保育所整備のための土地借上げ支援

—

## 保育ニーズの変動に柔軟に対応

土地を賃借しての保育所整備に対し、土地借料補助を行い、大都市部等用地取得困難な地域を中心に、保育所整備を促進する

## 施設が不要な家庭的保育の拡充

家庭的保育者(保育ママ)が自身の居宅等に  
 おいて、少数の児童の保育を実施(3人~5人)

## 保育ニーズの変動に柔軟に対応

複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施(最大3ユニット・利用児童数9人まで)し、家庭的保育の拡充を図る

## 質を確保した認可外保育施設への公費助成

—

## 質が良ければ認可以外にも

「子ども・子育て新システム」での指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を「先取り」で公費助成の対象とし、供給の拡大につなげる

## 保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育

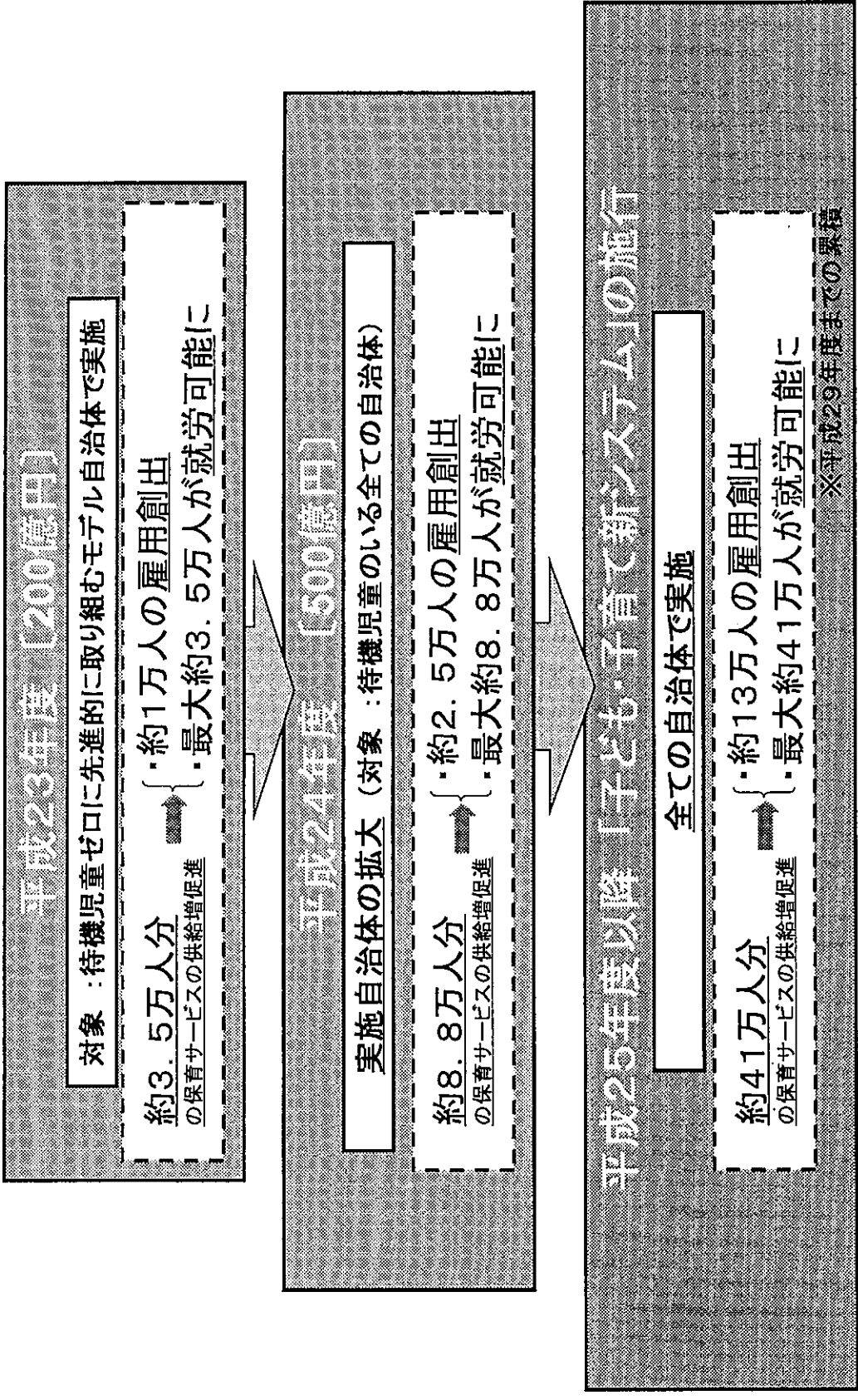
保育士資格を取得していないがら保育所等で就労していない保育士等に対する研修事業を実施

## 共通部分は国と自治体共同で

保育士資格保有者の再就職支援のための効果的な研修プログラムの作成、モデル的な研修及び相談会等を行い、今後研修を実施する自治体の支援を図り、潜在的な人材の掘り起こしや再教育の強化を図る

モデル実施

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の流れ



保育の質と量の確保

成長への貢献

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に参加する 自治体の取組

## 自治体による「待機児童ゼロ計画」の策定

### ☆ 発想の転換

「後追い」発想 ↓ 待機児童がいるから保育所を整備する(「後追い」発想)

「先取り」発想 ↓ 潜在的な保育ニーズを考慮(「先取り」)して待機児童解消を積極的に図る発想

### ☆ 様々な手段をパッケージで実施

#### 既存の制度に縛られない 「多様な柔軟な保育サービス」

##### の確保

家庭的保育事業の拡充や、最低基準を満たした認可外保育サービスの拡充などにより、保育サービス量を確保

#### 「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用などにより、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応

#### 「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保

# [参考1]

【所要見込額：200億円(平成23年度)】



- 平成23年度保育関係予算要求額【4,421億円】
- 「安心こども基金」(~平成23年度)【2,700億円】(補正予算に1,000億円の積み増しを計上)

## ① 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保

### 【家庭的保育の拡充】

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・植数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等

### 【認定こども園の普及促進等】

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

### 【最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成】

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

**新** 最低基準を満たした認可外保育施設に対する運営支援

- ・雇者が利用者の半数に満たない事業所内保育施設も一部助成対象とすることなど、事業所内保育施設の運営費補助の拡充

など

## ② 「場所」の確保

### 【保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保】

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)

### 【保育所整備等のための土地の確保】

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

**新** 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く

- ・公園用地の活用

など

## ③ 「人材」の確保

### 【短時間勤務保育士を活用したローテーション】

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

### 【保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育】

・研修プログラムの開発、研究会等の実施

### 【保育労働環境改善に向けた取組】

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労働環境整備により人材確保を側面的に促す。

### 【保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築】

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

など

## 【参考2】

# 「待機児童解消先取りプロジェクト」 と「新システムの構築」の成長への貢献

### ①待機児童の解消

「子ども・子育てビジョン」  
(平成22年1月29日閣議決定)

「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」

平成26年度35% (3人に1人)

⇒ 平成29年度44% (潜在的な保育ニーズにも対応した待機児童ゼロの水準)

### ②雇用の拡大

「新成長戦略」  
(平成22年6月18日閣議決定)

- ・ 子育てサービス従事者の増 約16万人以上〔平成29年度〕
- ・ 子育て期の女性の就労促進 就業率(25～44歳、女性) 73%〔平成32年〕
- ・ 少子化に歯止め → 将来の経済社会の担い手増〔長期〕

### ③所得の増加

「新成長戦略」  
(平成22年6月18日閣議決定)

女性の就業継続等による収入増 約3.3兆円以上〔平成32年度〕  
子育てサービス従事者の所得増 約0.5兆円以上〔平成29年度〕

### ④子どもが必要とする サービスの提供と ニュービジネス創出

- ・ 子どもが必要とする質の確保された保育サービスの提供
- ・ 多様な形態による保育サービスの提供と保育を担う人材の質向上のためのニュービジネスの創出